

第1部 学徒勤労働員は、 どのように行われたか

第1章 学徒勤労働員包囲網

第1節 勤労奉仕を学校教育に導入する

勤 労 奉 仕

「勤労奉仕」ということばは、時代を超えて、国民の間に広く普及している。今日でも、「ボランティア」「奉仕活動」などという意味合いで、用いられている。しかしここでは、特別な歴史用語として用いることにする。

その前段階に、1931(昭和6)年に、「作業科」が設けられて、作業教育を行うこととなった。これについて『福高八十年史』(付録、福高八十年史年表)の1931年5月16日に「本日より2日間、県下作業科教員打合せ会を行う」と記し、『安中安高百年史』では、「昭和6年から実施」と記しているだけで、その詳細には触れていない。これは、教育課程の改定に伴い「作業科」が設置されたことを指している。1931年に惹き起こされた満州事変と時を同じくしていることに意味を見出せるのではあるが、この段階では、学校行事レベルではないので、あえてその検証は省くことにする。

1937(昭和12)年7月31日発普104号文部次官通牒「今回の北支事変に関し執るべき措置」が2通発せられた。1通は、各直轄学校、公私立大学、高等学校、専門学校、実業専門学校長あて、もう1通は、各地方長官あてであった。地方長官あて通牒は、「国民、^{こぞ}拳ッテ愈々奉公ノ精神ヲ振作昂揚スルト共ニ派遣応召ノ軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルコト」を主眼とし、「管下学校、社会教育団体、宗教団体及体育運動団体」を督励して、「地方ノ実情ニ応ジテ」措置せよとし、11項目の主要な措置を掲げている。その第9項には、次のように記されていた。(下線および句読点は筆者、以下同じ)

9、派遣応召ノ軍人ノ遺家族ノ実情ニ応シ、最寄在住ノ生徒児童及社会教育諸団員ヲシテ、其ノ生業・家事・通信等ニ関シ、適当ニ労力奉仕ヲ為サシムルコト

(福間敏矩著『集成学徒勤労働員』資料編7の2)

ここで初めて「労力奉仕」という字句が用いられた。しかし、この段階では、軍人援護運動という日清戦争以来の伝統的な援農活動の域を出ないものであったが、同時に、立案起草が進行していたであろう国民精神総動員運動を視野に入れていたことが、主眼の前段から伺える。果たせるかな一月も経たない8月24日に「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定され、これを受けて、9月10日発社166号、社167号通牒「国民精神総動員二関スル件」を通牒し、実践事項に初めて「勤労奉仕」と「勤労報国」とを掲げた。これが組織的な勤労奉仕活動を強化する端緒となった(福間『集成』)。10月6日発専133号、各直轄学校長、公私立大学高等専門学校・実業専門学校長あて専門学務局長通牒「国民精神総動員二関スル件」では、「派遣及応召軍人其ノ家族及遺族」に対する「慰問・幫助・慰霊」に関して万全を期すこと(第6項)としながらも、「学生生徒ノ心身ヲ鍛錬シ、団体的生活ノ訓練ヲナス」(第4項)とともに、「産業報国ノ念ヲ鞏固ナラシ」め、「非常時生産ヘノ協力」を可能にする計画を樹立し(第9項)、かつ「国民思想ノ統一」を図るために「学生生徒ノ思想・行動ノ指導監督」を行う(第7項)こととした(福間『集成』資料編15)。この通牒によって、勤労奉仕の趣旨は、軍人援護活動もさることながら、学生生徒に対して、思想・行動の統制のもとに非常時生産への協力を求めるものであった。勤労奉仕は、まさに国民精神総動員運動の一環であった。そしてこの運動の実施に当っては、9月25日発社176号通牒「国民精神総動員強調週間実施方二関スル件」をもって、

9月9日～10月12日：第1期実施機関

10月13日～19日：ラジオ放送番組の特別編成

「勤労報国の日」の設定

などを実施して、勤労奉仕運動の鼓舞に懸命であった(福間『集成』)。

ところで、学生生徒の勤労奉仕を、このように強力に推進しようとした背景には、何があったのか。軍人援護活動は、派遣・応召による労力不足を補給する必要に動機付けられている。この労力不足について、農林省

経済更生部が、37年10月6日に頒布した「週報」第51号に掲載した「農山漁村に於ける勤労奉仕」（福岡『集成』p.86）で、

農山漁村全般に互り補給すべき労力の普遍化を図るには、其の補給を組織化し、ある程度の統制を加えなければならぬ。

と述べて、派遣・応召による労力不足を、農山漁村における労力不足と捉え、その補給の普遍化を図ろうというのである。さらに、翌38年6月28日閣議決定「軍需品生産上必要ナル^{ママ}労務対策要綱」（福岡『集成』資料編25）で、

三、一般労務者ノ充足ニ関スル取扱方針

（二） 軍需産業労務者ノ充足ニ依リテ農村漁村ニ於ケル^{ママ}労務ノ不足激化ノ虞アルヲ以テ、勤労奉仕、作業又は経営の協同化、器具機械ノ利用等ニ努ムルコト。

尚農山漁村方面ヨリ労働者ヲ転出セシムルニ当リテハ、厚生省ハ、農林省ト密接ニ連絡ヲ図ルコトと述べて、農山漁村の労力不足が、軍需産業の労務者充足と深く関係していることを指摘している。このことから、軍人の派遣・応召の増加あるいは軍需産業の拡大が農山漁村の労力不足を来とし、学生生徒の勤労奉仕により補充しようとしたことが明らかである。

教育現場の対応

こうした農山漁村の労力不足の補充という国家的要請に対して、教育現場はどう取り組んだであろうかを、点検しよう。

学校史や記念誌などが、「勤労奉仕」について書き出すのは、概ね1938(昭和13)年からである。そのよりどころは、38年6月9日に発せられた文部次官通牒、普85号「集团的勤労作業運動実施ニ関スル件」であるとす。この文書は、各直轄学校・公立高等学校・専門学校長あてと各地方長官あてとの二通があった(福岡『集成』資料編23、23の2)。各直轄学校長等あての文書は、次のようであった。

(本文)

(前略)集团的勤労作業運動ハ実践的精神教育実施ノ一方法トシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義トヲ有スルハ勿論、特ニ現下ノ時局ニ処シ、極メテ緊要ナルコトト認メラルルニ付テハ、本年夏季休暇に於テ別紙要項ニ依リ地方ノ実情ニ応ジテ之ヲ実施シ、其ノ教育的効果ヲ十分ニ収ムル様格段ノ御配慮相成度、此段依命通牒ス。尚貴校に於ケル右実施ニ関スル計画承知致度ニ付、別紙様式ニ依リ来ル七月十日迄ニ御報告相成度。

(別紙)

専門学校等ノ集团的勤労作業運動ノ実施ニ関スル要項

一、要 旨

集団勤労作業運動ハ実践的精神教育実施ノ一方法トシテ、生徒ヲシテ勤労作業ノ体験ヲ通ジテ団体的訓練ヲ積マシメ、以テ心身ヲ鍛錬シ国民的性格ヲ練成スルヲ以テ趣旨トスルコト。

一、実施ノ方法

差当り本年度夏季に於テハ先要綱ニヨリ之ガ実施ヲ計画スルコト。

(イ) 実施期間ハ夏季休暇ノ始期・終期其ノ他適当ノ時期に於テ概ネ五日ノ程度ヲ目標トシ實際ノ事情ニ応ジ学校ニ於テ適宜之ヲ定ムルコト。

(ロ) 生徒ノ心身ノ状況、学校ノ授業、実験実習等ノ関係ヲ考慮シテ作業ノ種目、実施ノ方法等ヲ適当ニ定ムルコト。

(ハ) 勤労作業ノ実施ニツイテハ左ノ諸点に留意スルコト。

(一) 生徒ハ^{ママ}洽ク本運動ニ参加セシムルコトトシ、(後略)

(二) 教職員ハ^{ママ}挙ッテ之ニ参加シ生徒ト一体ニナリテ其ノ実績ヲ挙グルニ努ムルコト。

(三) 作業期間中ハ現場ノ状況ニ応ジ、可成最寄ノ学校校舎・寄宿舍、寺院等ノ設備又は天幕設備等ヲ利用シ参加者全員寝食ヲ共ニシテ規律・節制ノ内ニ訓練アル生活ヲ体験セシムルコト。

(四) 作業ノ種目ハ大体左ノ如キモノニ付、道府県・市町村其ノ他関係方面ト連絡ヲ図リ具体的実施計画ヲ樹立スルコト。

1. 校庭、農場、農園、演習林等学校設備ニ関スル手入其ノ他ノ作業。
2. 応召軍人ノ遺族・家族ニ対スル農事・家事等ノ手伝。
3. 神社・寺院等ノ境内地ノ清掃、設備ノ修理。
4. 都市防空設備、公園、運動場其ノ他公共設備ニ関スル簡易ナル作業。
5. 軍用品ニ関スル簡易ナル作業。
6. 開墾其ノ他ノ農業作業。
7. 道路改修、埋立其ノ他土木ニ関スル簡易ナル作業。
8. 其ノ他。

(二) 作業時間、休憩時間等ハ生徒ノ心身発達ノ状況ニ適応セシメ又救急施設ニツイテモ遺漏ナキヲ期スルコト。

(ホ) 作業現場ニハ出来得ル限り徒歩行軍ヲ励行スルコト。

(ヘ) 作業用具ハ出来得ル限り学校相互ノ間ニ融通ヲナシ、又ハ道府県・市町村其ノ他適当ノ向ト連絡ヲナシ其ノ調達ヲナスコト。

(ト) 作業ノ前後に於テハ特ニ規律ヲ正スクシ、集团的勤勞作業運動ノ精神ヲ明ニスルコト。

(備荒省略)

また、各地方長官あて文書は、次のようであった。

(本文省略)

(別紙)

中等学校ノ集团的勤勞作業運動ノ実施ニ関スル要項

一、要旨(省略)

一、実施ノ方法

差当り本年度夏期ニ於テハ左記要綱ニヨリ之ガ実施ヲ計画スルコト。

(イ) 実施期間ハ夏期休暇の始期・終期其ノ他適当ノ時期ニ於テ概ネ低学年ハ三日、高学年ハ五日(師範学校並ニ高等小学校卒業ヲ以テ入学資格トスル学校ニ在リテハ、学年ヲ問ハズ概ネ五日)ノ程度ヲ目標トシ、学校ニ於テ實際ノ事情ニ応ジテ適宜之ヲ定ムルコト。

(ロ) 生徒ノ心身ノ状況、学校ノ授業・実習等ノ関係ヲ考慮シテ低学年・高学年ニ付、適当ニ作業ノ種目、実施ノ方法等ヲ具体的ニ定ムルコト。

(ハ)～(ト) (省略)

(備考省略)

この二通の通牒は、国民精神総動員運動の一環としての集团的勤勞作業という実践的教育の実施が目的であり、しかも教職員・学生生徒が全員一体となって参加することを趣旨とした。これを受けて県内各学校は、実施計画を作成し、福島県教育課長あてに提出し、次のように実施した。事例を数校紹介する。

【集团的勤勞作業の事例】

○県立相馬中学校

昭和13年7月8日

福島県立相馬中学校長 渡部乙彦

福島県教育課長殿

昭和13年度集团的勤勞作業運動実施計画

第4、5学年 自8月6日 至8月10日(5日間)

第1、2、3学年 自8月6日 至8月8日(3日間)

実施要項

第4, 5学年ヲ第1班トシ本校々舎内ニ宿泊セシメ、第3学年以下ヲ第2班トシ自宅ヨリ通学セシメテ之ヲ実施ス。

一、第 1 班

1. 宿泊ハ、1教室約20名トシ全員232名ヲ11小班ニ区分シ11室ニ分宿セシム。但シ蚊帳ハ1室ニ通常4張(6又ハ8畳吊)トス。

2. 教室ノ宿泊設備

講武堂(柔道場)ノ畳150畳、相馬高女ヨリ畳90畳ヲ借用、合計340畳トナシ、生徒1名ニ対シ畳約1畳ヲ配当スルモノトス。

蚊帳ハ生徒ノ父兄及町内ノ旅館等ヨリ調達スルモノトス。職員ノ寢室ハ宿直室及医療室トス。

3. 生徒ノ携行品(省略)

4. 主要行事及時間(日課表一省略)

5. 食事及費用

(1) 食事ハ職員生徒全員講武堂ニ集合シテ会食スルモノトス。

(2) 生徒1名ニツキ米3升(1日6合)ト副食物及調味料代トシテ金2円也(1日20銭)ヲ持参セシムルコト。

(3) 献立表左ノ如シ(省略、筆者注：平均カロリー＝朝食1044.81cal, 昼食1050.29cal, 夕食1066.94cal)

(4) 其ノ他ノ費用(詳細省略)

支弁方法：

学友会36円(釜・箸・板)、保護者会16円10銭(電灯・薪炭・蚊取線香)、相馬子爵ヨリノ贈与金約50円(セメント)

6. 作業種目及日割

月 日	作 業 種 目	実 施 要 項
8月6日	宇多川カラ北庭ヘ土砂運搬作業	1. 班長指揮ノ下ニ作業ヲ実施スルモノトス。 2. 各班ハ級監ノ監督ノ下ニ入り、事故アルトキハ凡テ級監ニ届ケ出ヅルモノトス。
8月7日	前日ニ同ジ	
8月8日	中庭・東廊下・図書室前 コンクリート作業	
8月9日	午前 廊下カラ東便所ヘノ通路ト便所ノ手洗場 コンクリート作業	
	午後 宇多川カラ南庭ヘ土砂運搬	
8月10日	午前 中村、相馬両社ノ清掃作業	
	午後 校舎内ノ清掃	

二、第 2 班

1. 生徒ノ携行品(省略)

2. 主要行事及時間(省略)

3. 作業種目及日割

月 日	作 業 種 目	実 施 項 目
8月6日	校庭ノ整地作業	(省略)
8月7日	1年 農園除草作業	
	2年 校庭除草作業	
	3年 宇多川カラ南庭ヘ土砂運搬作業	
8月8日	宇多川カラ南庭ヘ土砂運搬作業	

(『相中相高百年史』)

○県立福島中学校

- 昭和13年 7月21日 第3学年以下、集団勤労作業。
同 27日 第2学年東組校庭除草作業。
8月 8日 第2学年中組校庭除草作業。
同 9日 本日より5日間、集団勤労作業として霊山村の霊山神社基礎工事作業。
同 17日 第2学年西組校庭除草作業。
同 18日 第3学年以下、本日より5日間、集団勤労作業。
同 27日 第3学年、集団勤労作業。
(『福高八十年史』所引、福島中学校校友会雑誌『信夫草』41号)

○県立福島高等女学校

- 昭和13年 6月23日 傷病兵夏襦袢二百枚調製し納入す。
7月24日 本日より26日まで、1年2年、集団勤労作業執行。
同 27日 本日より31日まで、3年4年、集団作業施行。
(県立福島女子高等学校『福女80年誌』所引、「学校日誌」抄)

○県立安積中学校

- 昭和13年 8月1日 本日より5日まで、上級組(第4, 5学年)集団勤労作業。堀口村と大久保村に分宿。
多田野村字棒芳にてパルプ材(松丸太2870本)剥皮及運搬、苗圃2町歩除草作業。
堀口村で出征家族の援農作業。
同 3日 本日より5日まで、下級組(第1, 2, 3学年)集団勤労作業。
開成山大神宮境内玉石敷き替え、排水溝掘り、除草。学校農場農作業。校内外清掃。
(『安中安高百年史』)

集団作業は集団勤行 五年 岩淵 成忠
集団作業とは、独乙語^{ドイツ}のアルバイト・ディーンストを訳したもので、その精神には多分に行的なものが含まれているから、寧ろ集団勤行と云った方が相応しい。集団作業は学生其他精神労働に従事する者に、勤労奉仕(単なる労働力提供ではない)をなさしめ、汗を通して勤労の尊さを痛感せしめ、肇国の大精神に基く国家観、人生観を養成せしめる国家的事業である。
(『安中安高百年史』所引、安積中学校校友会誌『安積野』68号)

○県立会津中学校

- 昭和13年 7月29日 本日より31日まで、1, 2, 3年生(584名)
第1日、背炙山^{せあぶりやま}から洗心池土留め用杭木運搬。陸軍墓地清掃。
第2日、校庭の除草、土盛り。農業実習。
第3日、背炙山から杭木運搬。院内旧藩主御廟清掃。
8月 4, 5年生(322名)、柔、剣道場に先生とともに宿泊。
1日 本日より5日まで、5年生。
5日 本日より9日まで、4年生。
箒球、庭球コート作り。背炙山より杭木運搬、杭木作り。池掘り。小山田射撃場で射撃練習。農業実習等。
運搬、杭木914本運搬。洗心池(12間・29間、深さ4尺)完成。
経費(生徒負担)：米3升、金1円。
(『会津高等学校百年史』)

○県立磐城中学校

昭和13年 7月25日 本日より10日間、全校生徒による集団的勤労作業を実施。

(磐城高等学校『創立百年』)

これらの集団的勤労作業を見ると、通牒等に則った校地の環境整備・学校農園や学校林の作業・出征家族の援農作業・寺社・旧藩主や陸軍の墓地等の環境整備などを主としたものであった。県立会津中学校が、洗心池の造成などの校地整備に力を入れたのは、同校が、1936(昭和11)年1月、旧門田村の現在地に新築移転したばかりという特殊事情があったからであるが、県立福島高等女学校の軍用被服加工作業や県立安積中学校が実施した、多田野村での松材の加工・運搬、桑園造成作業を除けば、工業および農業における労働力不足を補完するというほどの勤労作業は、実施していない。教育活動に比較的に支障の少ない軽微な作業に留まっていた。むしろ精神の発揚や啓発の意味合いの濃い作業を実施していた。この集団的勤労作業を実施しているさ中の1938年8月4日、「銃後後援強化週間実施要綱」(福岡『集成』資料編29)が閣議決定され、「戦没軍人ノ遺功ヲ偲ビ」「傷痍軍人及出征軍人等ニ対スル感謝ノ念ヲ昂揚セシメ」「遺族及出征軍人等ニ対スル援護ノ完璧ヲ期ス」べく、10月5日より11日までの1週間に「隣保扶助」を徹底的に実施するよう通牒された。地方長官は、この実施状況に関する報告書の提出を求めた。

これに対して、県立相馬中学校長は、次のような報告書を福島県知事君島清吉へ提出した。

月 日		実 施 内 容
10月5日	1	学校長、全校生に対し趣旨を訓示。
	2	郷友区ごとに職員引率、戦没軍人(31人)の遺族慰問、墓参、墓地清掃実施。
	3	慰問作品の製作開始。
10月6日	1	戦没軍人(36人)の遺族慰問、墓参、墓地清掃。
	2	傷痍軍人(13人)留守宅を慰問、除草、風呂水汲みなどの奉仕作業を実施。
	3	図画(1, 2, 3学年各1点ずつ、裏面に慰問文記入)。 習字(1, 2学年全員、4, 5学年1部)。 慰問文(全生徒)。手工(将棋板・駒・孫の手)。
	4	勤労奉仕(町村長を介して事前調査の上実施)。
10月7日	1	戦没軍人(1人)遺族慰問、墓参、墓地清掃。
	2	傷痍軍人(12人)留守宅を慰問。
	3	出征軍人(4人)留守宅にて薪割り、除草。
	4	慰問作品の製作。
10月8日	1	職員生徒一同、中村・相馬両神社にて傷痍軍人平癒、出征軍人武運祈願。
	2	応召職員(4人)の留守宅慰問。
	3	戦没軍人(5人)の遺族慰問、墓参、墓地清掃、農作業。
	4	出征軍人(1人)の留守宅訪問、清掃・運搬。
	5	慰問作品の製作。
10月9日	1	職員以下105名、妙見・中村・熊野・八幡各社及宝蔵・円応各寺の境内の除草、清掃作業を実施。
	2	職員・生徒約50名、相馬郡真野村日吉神社にて戦傷軍人の平癒、出征軍人の武運長久を祈願。
	3	戦没軍人(58人)の遺族慰問、墓参、墓地清掃。
	5	戦没軍人(2人)、出征軍人(3人)の家庭にて職員以下約100名、農作業。
	6	慰問作品の製作。

月 日		実 施 内 容
10月10日	1	慰問作品の製作。
	2	将来の勤労奉仕ニ関スル職員打合せ。別紙実施案ニ依リ継続決定。
	3	職員以下約60名、相馬郡八幡村の八幡神社で傷痍軍人の平癒並に出征軍人の武運長久を祈願。
10月11日	1	慰問作品の製作。
	2	作品の取りまとめ、出征軍人慰問のため渡支する会位議員に託す予定。 図画413点、習字368点、作文641点、工作品(駒11組、孫の手300個)。

(以下省略)

(県立相馬高等学校『相中相高百年史』)

このように、勤労奉仕の実施当初は、労働力不足の補完よりも国民精神の総動員運動の一環としての集团的勤労作業という性格が顕著にあらわれたものとなっていた。

第2節 興亜青年勤労報国隊

満蒙開拓青少年義勇軍の創設

1932(昭和7)年、満州事変が引き起こされた翌年の8月27日、いわゆる5.15.事件後に成立した齋藤 実内閣は、「国際関係ヨリ見タル時局処理方針」を閣議決定し(福間『集成』)、国際関係の悪化に伴う資源確保のための活路を満州開拓に求めた。満州開拓は、資源確保ばかりでなくハワイ・アメリカに代わる農業移民による農村救済という点からも注目された。

関東軍(東宮鉄男、石原莞爾)、農業教育家(加藤完治)、農政学者(那須 皓、橋本伝左衛門)、農業官僚(石黒忠篤、小平権一)らにより関東軍と拓務省の主管下に、4カ年の試験移民が企画され、翌33年に、第1次開拓492名が桂木斯(ジャムス)に入植した。36年の2.26事件後に発足した広田弘毅内閣は、20年間で100万戸の農業移民送出計画を立てた。当初は、村単位に次・三男層をもって編成する成人の分村移民を想定していたが、日中戦争の拡大と戦時経済への転換によって兵員と工員の需要が増大して、成人移民が困難になって来ると、数え年16－19歳の青少年層を対象とした県・郡単位の分郷移民へと変更していった。つまり満州会津村の建設から会津分郷の建設へと変わっていった。

37年には、石原莞爾が、満蒙開拓青少年義勇軍を創設し、加藤完治を所長とする内原訓練所が、茨城県下中妻村字内原(現内原町)に開設された。こうして38年から訓練生の募集が開始され、ここで訓練を受けた15－18歳の義勇軍86,530人(福間『集成』所引「内原訓練所史跡保存会編パンフレット」)が、39年6月7日の壮行会(岩波『近代日本総合年表』)を皮切りに満州へ送出された。

かつて皇室の御料地であった矢吹ガ原台地が、33年に福島県に払い下げられ、そこに、34年11月1日、福島県立修練道場を開設した。満州会津村の入植者たちは、矢吹の修練道場を経て渡満した。

これら青少年の募集には高等小学校、国民学校高等科、中等学校が関与していた。また当時の中学校内の雰囲気には、石原莞爾の満蒙開拓青少年義勇軍に共鳴し、弁論大会などで、「行け満蒙へ!」を論じ、自ら義勇軍を志願し渡満した少年たちがいた(保原中学校昭和8年第7回卒、菅野定夫の証言)。また、福島中学校の文芸部の弁論大会では、「大陸派」と「太平洋派」に分かれて情熱的な論争をしたという(福島中学校昭和6年第29回卒、本田嘉博の証言)。

こうして送出された開拓移民の数は、つぎのようであった。

全 国	1945年8月現在	848団体	230,000人
福島県	1944年3月現在	義勇団 3,870人	5,340人
		開拓民 1,470人	

また、『福島県史』26の「年表」から開拓移民の記事を拾うと、次のようであった。

入植年次 入植省	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	合 計 5,719+ ?	義 勇 隊	訓 練 所	分 郷
三 江 省	743	?	65	177		133		1,118+ ?	221	764	133
龍 江 省	702	987	231	324				2,244	101	223	1920
北 安 省		46	57	43	27	172		345	173	172	
牡丹江省		220	98	39	321		231	909	458	451	
吉 林 省			171			33		204	33	171	
間 島 省			258					258			258
興 安 省			99			12		111	111		
興安東省					254			254			254
東 安 省					12	236		248	12	236	
黒 河 省						28		28	28		

このように敗戦前年の1944年までに福島県から送出された移民数は、およそ6,000人^⑨にも及び、その内、義勇開拓団員は、1,137人、全体の20%弱であった。これが、国民学校高等科卒業か中等学校卒業の少年たちであった。これで全部ではなかった。例えば、1940年に、伊達分郷第九次移民が、竜江省の太平開拓団に入植しているなど、記録漏れが多々ある。もはやこの段階になると、国民精神総動員運動の観念的な集团的勤勞作業の域を遥かに超えていて、早晚教育現場もその予備軍養成の場となっていくであろう。

⑨ 『日本史教材集』（福島県北高等学校社会科研究会）所収、紺野清孝「満蒙開拓移民団と福島」中の資料 1. によれば、44団、7,392名であった。

興亜青年勤勞報国隊の派遣

満蒙への開拓移民、満蒙開拓青少年義勇軍の創設に続いて、1939(昭和14)年5月31日には、次のような文部次官通牒が出された(福間『集成』40)。

昭和14年5月31日発社169号

文部次官

各地方長官宛

興亜青年勤勞報国隊二関スル件

今般本省に於テハ企画院、対満事務局、興亜院、陸軍省、農林省及拓務省等ト連絡協議ノ上、別紙要項ニ依リ興亜青年勤勞報国隊ヲ満州ヘ派遣致スコトト相成候ニ就テハ、一般青年隊ニ付募集其ノ他ニ関シ、貴官ニ於テ至急必要ナル御措置相進メラルル様致度、此段依命及通牒。

追而派遣隊員ノ選定ニ付テハ、本件ノ趣旨ニ鑑ミ心身共ニ健全ナル青年ヲ選定セラルルハ勿論ノ儀ト存ズルモ、氣候風土異ナリタル土地に於テ、相当嚴格ナル勤勞訓練ヲ施スモノナルヲ以テ、之ガ選定ニ当ツテハ、其ノ健康状態ニ留意シ、嚴格ナル体格検査ニ依リ適格者ヲ得ルニ万遺憾ナキヲ期セラレ度、特ニ申添フ。尚本件ハ現下ノ農業労働事情ニ鑑ミ主務部に於テ經濟部ト緊密ナル連絡ヲ保持セシムル様致シ度。

興亜青年勤勞報国隊派遣要綱

趣 旨

東亜新秩序ノ建設ハ青年ノ大陸認識ト其ノ実践的奉公トニ俟ツコト大ナルモノアリ。仍テ於本年夏期ニ於テ一般青年並ニ学生生徒ヲ大陸ニ派遣シ、現地ニ於ケル国防建設・文化工作並ニ内地に於ケル農業生産拡充計画遂行上必要ナル飼料ノ生産等ヲ行ハシメ、之等ノ集团的勤勞訓練ヲ通ジテ興亜ノ精神ヲ体得セシムルト共ニ、直接生産並ニ建設等ノ事業ニ協力セシメンガ為、興亜青年勤勞報国隊ヲ組織スルモノトス。

実施要項

一、派遣すべき員数、期間ハ左表ニ依ル

二、勤勞奉仕ノ種類

- (一) 農耕、除草、中耕、病虫害駆除、刈取、麦調整、
(二) 開墾 (三) 牧畜 (四) 土地改良 (五) 土木 (六) 建築 (七) 工鉦勞務
(八) 輸送 (九) 医療 (十) 国土建設特殊業務 (十一) 其ノ他

区 別	隊 員 数	指 導 者 数	計	期 間
先 遣 隊	290人	10人	300人	
青 年 隊	3,807	434	4,241	6月下旬ヨリ9月上旬迄 2ヶ月半
学 生 隊	1,500	220	1,720	7月下旬ヨリ8月下旬迄 1ヶ月
計	5,597	664	6,261	

備荒 (1) 期間ハ満州国在国中ノ期間トス
(2) 先遣隊及学生隊ニ付テハ文部省に於テ別ニ編成スルモノトス。但シ師範学校生徒ニ付テハ別途通牒ス

三、恤血(省略)

四、編成 本隊ヲ方面隊、中隊、小隊ニ分ツ

- (一) 編成ノ単位 各道府県(外ニ朝鮮)ヲ単位トシテ中隊ヲ編成ス
(二) 中隊編成ノ内訳 指導者9人、隊員80人外ニ喇叭手1人、医療班3人(医師1人、助手2人)
(三) 指導者ノ種類(省略)
(四) 指導者資格(本文前略) 成ル可ク四十五歳以下ノ者タルコト
(五) 隊員資格
(1) 青年学校男子生徒及男子青年団員並ニ青年学校教員養成所生徒
(2) 年齢ハ概ネ十八歳以上二十五歳迄トス
(3) 隊員の資質(省略)
(六) 指導者並ニ隊員ノ選定(省略) (七) 報告(省略)

五、医療班編成(省略)

六、準備訓練

(前略)左記訓練所ニ向ケ出發セシメラレタキコト
茨城県東茨城郡下中妻村内原 満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所(常磐線内原駅下車徒歩二十分)

七、服装並ニ携行品(省略)

八、経費 所要経費ハ日本及満州国政府ニ於テ之ヲ負担ス(下略)

九、其ノ他ノ注意(省略)

また、同日付発企15号、各地方長官、官公私立大学高等専門学校(但シ専門学校ハ医・農系ノ学校)長宛、文部次官、教学局長官通牒(福間『集成』42)、同日付発企18号、各地方長官、官公私立大学(医・農系)、高等専門学校長宛、教学局長官通牒(福間『集成』43)が発せられた。通牒に示された派遣員数は、下表の通りであった。

(1) 発企15号の派遣員総数と割当員数

(北支・蒙疆方面学生隊)	
指導教官・部隊長・本部員	278名
学 生 ・ 生 徒	1,640
計	1,918

(2) 発企18号の割当員数

学校種別	校数	割当員数	合計
大 学	22	10	220
高 等 学 校	32	5	160
大 学 予 科	29	5	145

学 校 種 別	校 数	員 数	合 計
大 学	88	各10	900
(東大・京大農学部)		(各20)	
高 等 師 範 学 校	2	"	20
農 業 系 専 門 学 校	18	"	180
工 業 系 専 門 学 校	19	"	190
医 学 専 門 学 校	6	"	60
歯 科 医 学 専 門 学 校	5	"	50
薬 学 専 門 学 校	11	"	110
工 業 教 員 養 成 所	2	"	20
商 業 教 員 養 成 所	1	"	10
師 範 学 校	10	各 1	100
指 導 教 官		(各 2)	164
(東大・京大農学部)			
部 隊 長 ・ 本 部 員			14
計	162		1,918

学校種別	校数	割当員数	合計
法 科 系 専 門 学 校	9	5	45
医 科 系 専 門 学 校	6	10	60
歯 科 系 医 学 専 門 学 校	5	5	25
文 科 系 専 門 学 校	31	5	155
理 科 系 専 門 学 校	2	5	10
農 科 系 専 門 学 校	15	10	150
獣 医 系 専 門 学 校	3	30	90
経 済 系 専 門 学 校	29	5	145
特 殊 系 専 門 学 校	5	5	25
師 範 学 校	46	5	230
指 導 教 官		1	234
計	234		1,694

これらの諸隊は、方面派遣軍の指揮下に置かれた。6月24日、日比谷公園において、18道府県から選抜された第1班2,223名の壮行式が挙行され、荒木貞夫文部大臣が壮行の辞を述べた。こうして前後6回、総数約7,000名を派遣した。北支・蒙疆派遣隊は、塘沽に上陸後、天津、済南、保定、石家荘、大原、張家口方面に派遣され、軍補給諸廠・陸軍病院等における勤務、新民会の工作援助等諸種の文化工作、復興建設事業の勤労・訓練の援助、軍の後方勤務等についた。満州建設勤労奉仕隊は、大連、羅新に上陸後、東は牡丹江、西はハイラル、南は安東、北はノーホ付近の範囲に派遣され、開拓団の開墾支援、道路建設、各種の技術的作業の指導に当たった。中支派遣隊は、現地艦船における海事訓練、軍施設における勤労、軍の後方勤務等についた〔福間『集成』本文P.141〕。実施状況は、「興亜学生勤労報国隊出発」(『文部時報』第696号、福間『集成』P.144以下)に詳細な記録がある。

福島高等商業学校(1943[昭和18]年1月21日の改正専門学校令[勅令]により福島経済専門学校と改称、戦後の学制改革で福島大学経済学部、さらに2005[平成17]年4月、国立大学法人福島大学経営経済学類と改編)は、指導教官1名、学生5名を選考し、内原訓練所に入所させ準備訓練を受けさせ(指導教官は、7月3日から2週間、学生は、同10日から1週間)、第1回興亜学生勤労報国隊として7月20日から1カ月間、北支那に派遣した。次いで、40年にも、指導教官1名、学生5名を7月24日から(1カ月)間、第2回として北支那に派遣した。さらに、41年には、(指導教官1名)、学生5名を7月26日から(1カ月間)、第3回として中支那に派遣した(『福島大学経済学部五十年史』。文中の()書きは、筆者による推定補足。)

また、農業学校については、通牒・通達等が見当たらない。41年8月21日発行『文部時報』第73号に掲載の「農業学校生徒満州派遣に就いて」(福間『集成』P.149に抄録)によって概略を知ることが出来る。それによれば、甲種農業学校300校より65校を選抜し、1校当り10名ないし20名を選出し、合計720名をもって4個中隊を編成した。作業期間は下記のものであった。

中 隊	作 業 期 間
第 一 中 隊	4月18日 — 6月28日
第 二 中 隊	5月13日 — 7月25日
第 三 中 隊	6月30日 — 9月10日
第 四 中 隊	9月10日 — 11月14日

作業内容は、第 1、第 2 中隊は、播種作業(播種面積1,100町歩)、第 3 中隊は、除草作業であった。
派遣先別派遣員数は、「昭和19年度満州建設勤労奉仕隊派遣実施計画予定」によれば、次のようであった。

隊 別	派 遣 農 場	派 遣 員 数	
		前期(90日)	後期(90日)
農業学校隊 (特設農場班)	イ. 清江省安達県薩爾図特設農場	800名	800名
	ロ. 清江省肇東県宋口口特設農場	300名	300名
	ハ. 北安省北安県二竜山修練農場	300名	300名
		200名	200名
	合 計	1,600名	1,600名
特 技 隊 (特 技 班)	(以下欠落)	(奉仕期間40日)	200名

※ロ口は、文字不明。また、清江省は、浜江省の誤植であろう。

また、農学校については、1942年の体育局長名の地方長官宛通牒(昭和17年6月4日発体120号「興亜学生勤労報国隊、満州建設勤労奉仕隊農業学校ノ教練実施ニ関スル件」(標題は、福間『集成』本文P.142.による。内容は、福間『集成』資料106.による。)。他があり、1941年から44年まで、派遣が継続された。44年7月に派遣された千葉県安房農学校の報告(『文部時報』第73号)によれば、指導教員1名、生徒40名が、満州の興安総省の千葉県「報国農場」で作業についた。派遣員数や派遣先が、必ずしも上表の通りではなかった。

県内の状況については、現在までのところ公文書や公的な記録に当たっていない。各校の学校史や記念誌等は、動員先と動員生徒数を記録するのみで、全貌が把握できない憾みがある。元岩瀬農学校に在職した渡辺春三の回想録『あぜみち五十年』によって、そのおよそを知ることが出来た。前掲回想文より整理してみると、概略つぎのようであった。

- 1. 名 称 興亜学生勤労奉仕隊
- 2. 編 成 北海道・東北・関東地方の農学校22校
- 3. 割当員数 生 徒 1校当り20名……18校 計360名
1校当り10名……4校 計 40名
指導教員 1校当り1名……22校 計 22名
合 計 422名
- 4. 派 遣 先 満州国浜江省肇東県宣化村宋特設農場
- 5. 農場位置 竜浜平野の中の満州拓殖会社経営の集団移民予定地内
- 6. 農場職員 農場長、職員：日本人17名、満州人30名、ロシア人4名、ドイツ人2名、朝鮮人数名
- 7. 岩瀬農学校の組織所属 第3中隊第5小隊、指導教員1名、生徒20名
- 8. 派遣期間 昭和17年7月17日下関集合ー同年10月15日下関上陸

県内のその他の学校の状況を、学校史・記念誌・証言によって整理すると、下記のものであった。

派 遣 学 校	学 科 ・ 学 年		員 数	派 遣 先	期 間
福 島 農 学 校	農蚕科	1 年	21名	浜江省安達県薩爾図特設農場	S. 18. 4. 17～ 7. 30
会津農林学校		2 年	10名	浜江省肇東県宋特設農場	S. 17. 7. 17～10. 21
田島農林学校		2 年	?	浜江省安達県ザルト特設農場	S. 18. 4. ～ 6.
相馬農蚕学校		2 年?	10名	浜江省肇東県宋特設農場	S. 17. 7. 17～10. 15

※大沼農学校・磐城農業学校は不明。福島農学校の21名は、指導教員を加えた員数と推定される。

上表から岩瀬農学校と同時期、同農場に会津農林学校と相馬農蚕学校が派遣された。また、薩爾図(ザルト)農場に同時期に福島農学校と田島農林学校が派遣されていた。上記の興亜勤労奉仕隊との関連が分らないのだが、次のような事例がある。これらの事例は、学徒勤労動員とも異なると考えられるが、文書等では明確にすることが出来ない。

動 員 学 校	学 科 ・ 学 年		員 数	動 員 先	期 間
福島師範学校	男子本科	2 年	不 明	北海道広尾郡大樹村	S. 20. 5. ～ 8. 15
		1 年	3, 4, 5組	山形県寒河江町	S. 19. 12. 1～20. 1.
		"	"	北海道広尾郡大樹村	S. 20. 5. 13～10. 1
	女子本科	1 年	不 明	福島市渡利十万劫山	S. 20. 7. ～ 8. 15
		2 年	36名	北海道空知郡角田, 三笠村	S. 19. 9. 21～12. 6
青年師範学校					
福 島 農 学 校	農蚕科	2, 3 年	全 員	北海道広尾郡広尾村	S. 19. 8. 12～11.
		1 年	38名	北海道空知郡音江村	S. 17. 6. 21～?
		2 年	不 明	北海道(村名不明)	動員年月不明
		2 年	不 明	北海道(村名不明)	S. 17. - 1 ヶ月援農
		2 年	不 明	北海道(村名不明)	S. 18. - 1 ヶ月援農
		2 年	不 明	北海道(村名不明)	S. 19. - 1 ヶ月援農
		1 年	50名	西郷村陸軍軍馬補充部	S. 20. 7. 1～ 8. 20
田村農蚕学校					
東白川農蚕学校					
会津農林学校		2 年	70名	北海道有珠郡伊達町稀府	S. 18. 5. 23～ 8. 末

※東白川農蚕学校の2年生は、4回生、3回生、2回生である。1年生も2年生の誤りかもしれない。
この学年も北海道の予定であったが、隊員の輸送が困難なため地元に変更したという。その他の学校は不明。

興亜学生勤労報国隊または奉仕隊は、

- ① 満蒙開拓青少年義勇軍や分村・分郷開拓団の予備軍養成。
- ② 軍の後方支援活動。
- ③ 文化工作、つまり占領地の啓蒙宣伝活動。

などを目的としたもので、特に大学・高等学校・専門学校などの高等教育施設の学生は、②軍の後方支援活動や③文化工作を活動目的とした。たんなる開拓や援農活動ではなかった。そのためであろうか、興亜学生勤労報国隊や満州建設勤労奉仕隊の作業地への内地からの学生・生徒・児童の見学、視察旅行を禁止した(昭和14年5月31日発企15号[福間『集成』資料42]、昭和15年5月10日発文57号「学生・生徒・児童ノ中華民國、満州国ヘノ旅行二関スル件」[福間『集成』本文P. 143])。

通牒にある師範学校10校が、どこか明らかでない。福間『集成』本文P. 141-142に引くところの『埼玉大学教育学部百年史』によると、埼玉県師範学校、長野県師範学校、栃木県師範学校などが、満州建設勤労奉仕隊として満州に渡っている。

派 遣 学 校	派 遣 員 数	派 遣 期 間	活 動 概 要
埼玉県師範学校	教官 1、生徒 5	S. 14. 6. ～ 9. 50日	新潟—羅津—新京—東寧—旅順 東寧で1カ月、軍事施設建設
	教官 0、生徒 8	S. 15. 7. 20～ 8. 末	新潟—清津—図們—孫吾—新京— 大連—旅順、孫吾出20日間軍事 基地建設
長野県師範学校	?	?	東寧で埼玉県師範学校と一緒に
栃木県師範学校	?	?	図們で埼玉県師範学校と一緒に

福島県師範学校が含まれていなかったからであろうか、大陸に派遣された形跡はなかった。そして学徒勤労働員の間隙を縫って、断続的に短期間の援農活動に派遣された。

高等教育施設に在籍の学生たちが、軍事的活動に就くことによって、開拓団や青少年義勇軍の支援活動、つまり援農活動は、中等教育施設中の農学校在籍の生徒が担うことになった。しかもそれは、福島農学校・岩瀬農学校・会津農林学校・田島農林学校・相馬農蚕学校の5校に限られ、他の学校は、主として北海道に派遣され援農活動について。

もともとこの計画は、対満事務局・拓務省・陸軍省・企画院などによって策定されたもので、農林省や文部省が主導したものではなかったから、食糧増産は二の次にされた嫌いがあった。この企画は、通牒にもあるように国内の農業労働事情との矛盾を含んだものであった。こうした労働力の需要と供給の矛盾は、すでに満蒙開拓青少年義勇軍や分村開拓団の募集や送出過程でも現れていたから、この計画の遂行には相当の困難を伴ったことであろう。

第三節 徴兵令とその改正、兵役法とその改正

徴兵令から兵役法まで

遡れば、日本における近代軍制＝国民兵制の法的な根拠は、1873(明治6)年1月に公布された「徴兵令」である。その要点を、整理すると、次のようであった。

- 1) 徴兵年齢：満20歳。
- 2) 陸軍：常備徴兵から抽籤により編成、3カ年)、後備軍(第一後備軍2カ年、第二後備軍2カ年)、国民軍(全国の男子17歳—40歳)
- 3) 常備兵の免役：① 身長曲尺 5尺1寸(約155^{かねじゃく}センチ)未満の者 ② 虚弱で慢性の持病や不具(障害)を持つ者 ③ 国や府県の職員 ④ 兵学寮(兵学校)の在籍者 ⑤ 官立(国立)学校の生徒、医術・馬医術修学中の者 ⑥ 戸主(一家の主人) ⑦ 家督を継ぐべき子・孫 ⑧ ひとり子・ひとり孫 ⑨ 罪科のある者 ⑩ 父兄に代わって家を治める者 ⑪ 養子 ⑫ 徴兵在役中の者の兄弟 ⑬ 代人料(270円)を納めた者

徴兵が抽籤制であったことに加えて、免役が大幅に認められていた。その上、免役規定は、概ね、① 官尊民卑であった。② 「家」・戸主・家督相続人が重んじられた。③ 一家一人であった。④ 資産家が優遇された。このような免役規定があったため、この規定を利用した半合法の徴兵忌避、特に戸籍面だけの養子縁組による徴兵忌避が行われ、「国民皆兵」の原則からはほど遠いものであった。また、壮丁適齢の無届 → 不出頭 → 不受検、逃亡または失踪・自傷・偽病などの非合法的な手段も取られた。「徴兵令」には、罰則規定がなく、「徴兵令」公布当時は、「新律綱領」(1870[明治3]年12月布告)の戸婚律の「逃亡」、次いで「改定律令」(1873年7月施行)の戸婚律の「逃亡条例」により処罰された。脱籍逃亡して2年以上経過しても復帰しない者は、懲役80日、復帰した者は、贖罪(金銭または物品)または禄(華・士族の金禄)の支給停止であった(岩波、日本近代思想大系4「軍隊 兵士」)。1880年7月に、「刑法」が布告され、82年1月に施行された。この「刑法」は、刑罰の身分差を廃止し、罪刑法定主義を採用したわが国初の近代法であった。逃亡・失踪の規定はないが(1879年10月に布告された「改正徴兵令」に規定されたであろうが、令の原文を確認できない)。身体の毀傷・疾病の作為を行った者は、1月以上1年以下の重禁錮に3円以上30円以下の罰金を付加する(178条)。替え玉受検は、2円以上20円以下の罰金とする(178条2項)。徴兵免役のための疾病証書の偽造は、1月以上1年以下の重禁錮に3円以上30円以下の罰金を付加する(216条)。1883年12月に布告された「改正徴兵令」では、逃亡・^{せんたく}潜匿した者は、1月以上1年以下の重禁錮に3円以上30円以下の罰金を付加する(44条—89年公布の「改正徴兵令」では、31条)と定められた。

判決言渡

福島県伊達郡伏黒村平民
福市従弟被告人 佐 藤 市太郎
28年 3 月

右被告に関する徴兵令違反事件の公訴相当の手續を履行し、被告欠席の俛審理、判決する左の如し
被告は明治11年度徴兵適齡なる処、明治10年10月中家出の俛其身を潜匿し其召集を免かれ、爾来引続
き本年に至るも尚ほ其召集を免かれ居るものとす、(略)
右所為は明治16年第46号布告徴兵令第44条、兵役を免がれんが為め逃亡し又は潜匿し云々の者は(略)と
あるに拠る、因て被告を3月の重禁錮に処し、罰金3円を付加するもの也
但し(略)

明治18年6月25日 福島輕罪裁判所に於て検事補大内幹立会宣告す

判事補 橋 爪 捨 藏
書 記 秋 山 源 藏

(『伊達町史』6)

この被告人は、翌19年12月に至るも行方不明で、戸主で被告人の従兄佐藤福市より不出頭の事由届が提出さ
れている。
「陸軍省年報」によれば、壮丁・徴兵・免役の状況は、次のようであった。

		1876年	1877年	1878年	1879年
徴 兵 連 名 簿 人 員		45,221	44,458	26,881	23,981
前年より翌年に廻された人員		8,005	7,028	9,623	10,384
免 役 連 名 簿 人 員		242,860	249,773	290,785	287,229
本 年 度 20 歳 壮 丁 の 総 人 員		296,086	301,259	327,289	321,594
本 年 度 の 定 例 徴 集 人 員		13,223	14,537	14,046	14,187
実際徴集人員	常 備 兵	9,405	10,688	9,819	8,605
	補 充 兵	1,090	7,381	2,819	2,190
徴 集 欠 員		① -2,706	② +3,532	③ -749	④ -1,549
本 年 度 の 免 役 人 員	5 尺 未 満 の 人 員	-	2,440	659	1,853
	事故・免役・死没	31,731	30,977	23,207	21,717
	翌年廻し人員				
免 役 人 員 合 計		31,731	33,417	23,866	23,570
免 役 連 名 簿 人 員 (再 掲 載)		242,860	249,773	290,785	287,229

*① 本文の数字と表の数字とに22名の誤差がある。② この年、西南戦争に際して実際の徴募人員は、
20,509名、従って、増徴募は、5,972名となる。これは、募兵を行った結果である。③ 1,408名。④
3,392名。(岩波、日本近代思想大系4「陸軍省第4年報」)

このように、定例徴集人員に欠員が生じ、補充兵によってその一部を充足しなければならなかった。ちなみ
に、失踪または逃亡数はどのぐらいであったかを、原田敬一『国民軍の神話』が引くところの菊池邦作『徴兵
忌避の研究』によれば、『日本帝国統計年鑑』で上げている失踪または逃亡数は、1882年から1896年までの15
年間で、3,244人から6,337人の間を推移し、総計74,880人、年平均4,992人となっている。『日本帝国統計年鑑』
は、1897年以降、失踪または逃亡数を掲載しないが、陸軍省編『陸軍統計年報』(部外秘)には掲載されていた。
それによると、1916年から36年までの間、毎年1,000人から2,000人の失踪または逃亡者がいた。ただし、累計

では、16年を頂点に年々漸減している。

このような徴兵忌避が、後を絶たず兵員が確保できないため、その対策として、① 兵役年限の延長 ② 免役範囲の縮小 ③ 現役志願制の創設が、徴兵令の改正を通して進められた。

まず79年10月の改正徴兵令(布告)で、兵役年限を、常備3年、予備3年、後備4年の10年に延長し、さらに83年12月の改正(布告)で、常備3年、予備4年、後備5年の12年に延長した。免役規定については、79年の改正で、平時免役と国民軍の外免役に分け、戸主・ひとり子・ひとり孫のみとし、養子は、50歳以上とし、役職などについても、官吏・府県会議員・官公立学校教員などに限定し、平時免役から外免役となるための代人料235円上納制が新設された。次いで軍備の大拡張を目指した83年の改正では、身体的条件不適格者以外は、徴集猶予制を新設して免役を禁じた。養嗣子は、50歳以上を戸主60歳以上に改めた。代人料は廃止された。官公立学校卒業生の看護卒要員としての1年間現役志願兵制度(費用自弁)を新設した。89年1月、兵役の義務を盛り込んだ大日本帝国憲法の発布に先立って、改正徴兵令(法律)が公布された。この改正の要点は、家族制度上の免役制が全廃され、学生は、満26歳(93年改正令では28歳)まで徴集猶予とすることに改められた。また、師範学校卒業の小学校教員には6週間現役志願兵制や満十七歳以上の1カ年陸軍現役志願制が加えられた。

その後も98年の改正では、沖縄と北海道にも適用された。1904年9月には、後備兵役を10年とし、兵役年限が17年に延長された。18(大正7)年には、6週間現役制が、徴兵忌避に利用される弊害を生じたので、1年現役制に改められ、罰則も懲役1年以下から3年以下に強化された。こうして合法的および半合法的な徴兵忌避を減らし、兵役年限の延長や志願兵制の拡大によって兵員の確保を計った。

兵役法とその改正

その後も非合法的な徴兵忌避はなくなり、軍備拡張に必要な兵員の確保は困難であった。そのために、1927(昭和2)年4月に、兵役法を公布し(12月施行)、徴兵令を廃止した。その要点は、現役年限の1年短縮(陸軍2年、海軍3年に)。青年訓練所修了者の在営期間を6カ月以内に短縮する。1年志願兵制を幹部候補生制度に変える。師範学校卒業生の1年現役兵制を5-7カ月に短縮するなど、国民負担の軽減を図った。また満14歳以上の少年志願兵制の枠を、海軍軍楽生から掌電信兵・航空兵・水兵・機関兵・整備兵(以上海軍)・飛行兵・戦車兵・通信兵(以上陸軍)などへ拡大した。しかし、37年7月の日中戦争のこれまでにない長期化と戦局の拡大と戦死傷者の急増とによって現行法規による徴集や充員召集では兵員が確保できなくなった。そのため、38年2月に青年学校修了者の在営期間短縮制を廃止し、39年3月に短期現役制と徴集の抽籤制を廃止し、41年2月には後備兵役が予備兵役に繰込まれ、丙種合格も召集することにした。43年には、国民兵役年齢を満45歳まで延長し(改正兵役法)、徴集適齢を満19歳に引き下げ(徴集適齢臨時特例)、徴兵制の朝鮮人(改正兵役法)・台湾人(閣議決定)への適用などを制定、施行した。こうして14歳から45歳までと植民地の朝鮮人や台湾人までも動員する態勢を整えた。

第四節 修業年限の短縮・徴兵猶予の停止・学校制度の改変

修業年限の短縮

兵員の確保と工員の確保とを図って、1941年10月16日に、官報をもって「大学等在学年限または修業年限の臨時短縮に関する勅令および文部省令」(勅令第924号)が公布された(福間「集成」本文P.238・「福島大学経済学部五十年史」)。特に工員の確保については、同年8月29日の閣議決定「労務緊急対策要綱」中の「技術者並ニ労務者充足ノ為学校修業期間ヲ短縮ス」を受けたものであった。その概略は次のようであった。41年度(42年3月卒業見込みの者)は、大学・高等師範学校・専門学校・実業学校教員養成所・実業学校などで3カ月短縮して、41年12月に卒業することになり、42年度は、大学予科と高等学校を加えて6カ月短縮とするものであった。これによって繰上げ卒業が始まった。本県内で、これまで確認出来た学校を上げれば次の通りであった。

繰上げ卒業実施校

学 校	実 施 年 度	学 校	実 施 年 度
福島高等商業学校	S. 16. 12. 26, <u>S. 17. 9～S. 20. 9</u>	会 津 工 業 学 校	？
福 島 商 業 学 校	S. 16. 12. 27～S. 18. 12. 26	若 松 商 業 学 校	？
川 俣 工 業 学 校	S. 17. 12. 25～S. 18. 12. 28	喜 多 方 商 業 学 校	S. 18. 12. 26～S. 19. 12. 26
郡 山 商 業 学 校	S. 17. 12. ～S. 18. 12.	相 馬 商 業 学 校	S. 18. 12. 26
須 賀 川 商 業 学 校	？	平 商 業 学 校	？
白 河 商 業 学 校	？ ～S. 18. 12.	平 工 業 学 校	(S. 15. 創立. 繰上げ卒業なし)

(『福島大学経済学部五十年史』・福島商業高等学校『若い心』(I)・川俣高等学校『学校沿革誌』・郡山商業高等学校『創立60周年記念誌』『須高八十年史』・兼子満雄『商和会員証言集』『創立50周年記念誌』外・「飯豊同窓会」回答・『原高五十年の歩み』『平高50年史』・平商業高等学校創立70周年記念『母校の歴史』)

【校長告辞】

卒 業 生 に 与 う(抜粋)

校長 江 口 重 国

本日をとし本校第十八回卒業式を挙行するに当り来賓父兄各位御臨席の下に於て茲に芽出度卒業証書を授与せられたる新卒業生は百六十二名でありました。——本年は卒業期三ヶ月繰上げの結果一ケ年の間に二回の本科卒業式を挙行致しますことは本校二十年の歴史に於て未だ曾て有らざりし臨時非常の措置でありまして如何に国家が諸子に要望し期待すること切なるものがあるかは既に能く知悉せらるる所と信じます。諸子の中恐らく八割以上は御召により筆を捨て書物を抛て銃剣を執り大君の御楯となり国防の第一戦に立たるる日も近きことと思われます。

(中略)此の日は実に諸子が独立せる一人前の人間として愈々人生に出発する首途の意義深き日であります。専門学校を卒業したりとて些かにても心驕り心身の修養を怠るならば「カルタゴ」の轍を踏まぬと保証することは出来ません。(中略)如何なる場合に於ても自己は国家に捧げたる一身なることを深く肝に銘じ自肅自戒、自尊自重、人格の完成に努力すると共に孝道を完うし以て諸子が本校に学びたる経済即ち経世済民の志を天下に布き、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんことを衷心より切望致しまして告別の辞とする次第であります。

(『福島大学経済学部五十年史』)

このような繰上げ卒業が待っていたものは、「お召し」と「産業戦士」の道であった。さらに追い討ちを掛けるように、43年1月21日、勅令第36号をもって「中等学校令」を公布し、現行の「中学校令」「高等女学校令」「実業学校令」が廃止され、修業年限が1年短縮された(福間「集成」本文P.238)。

徴集延期の停止・商業学校の転換

43年10月2日、「在学徴集延期臨時特例法」(勅令第755号)が公布され、高等学校・専門学校在学中の徴兵適齢に達した者は、修学を停止され、臨時徴兵検査が、10月25日から行われ、陸軍の入営が12月1日から、海軍の入団が12月10日から開始された(第1回学徒兵入隊)。入隊に先立つ10月21日、文部省と学徒報国団本部の共催で、出陣学徒の壮行会が、神宮外苑競技場で、東京都と関東地方の官公私立の大学・高等学校・専門学校・師範学校など77校の学徒数万名を動員して挙行された。

福島高等商業学校でも、9月13日の繰上げ卒業式後に、海軍予備学生の壮行会を挙行し、11月20日午後1時から仮卒業式を挙行し、引き続き、校庭で出陣学徒壮行会が挙行された(「福島大学経済学部五十年史」「信陵五十年」)

それに呼応して、文部省は学校教育全般にわたって大幅な改革を行うことになり、それを「教育二関スル戦

時非常措置方策」に盛り込み、同43年10月12日に閣議決定をみた。その要点を抄出しよう(福間『集成』本文P.239)。

- 教育ニ関スル戦時非常措置方策
- 第一 方針
- 当面の戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ
集中スルモノトス
- 第二 措置
- 一、学校教育ノ全般ニ亘リ決戦下ニ対処スベキ行学
一体ノ本義ニ徹シ、教育内容ノ徹底的刷新ト能率
化トヲ図リ、国防訓練ノ強化、勤労働員ノ積極且
ツ徹底的実施ノ為ノ学校ニ関スル措置ヲ構ズ
- (一) 国民学校
- 義務教育八年制ノ実施ハ当分延期ス
- (二) 青年学校
- 工場事業場ニ於テ生産ニ従事スル生徒ノ授業ノ極力縮減、生産ノ増強、戦力ノ増進ニ資スル
- (三) 中等学校
- (イ) 昭和19年3月ヨリ4学年修了者ノ上級学校入学ノ資格ヲ付与シ、昭和20年3月ヨリ4年制施行
期ヲ繰上げ実施ス
- (ロ) 中等学校及高等女学校ノ入学定員ハ前年度ノ入学定員ヲ超エシメズ、工業学校、農業学校、女
子商業学校ハ拡充ス
- (ハ) 男子商業学校ハ、昭和19年度ニ工業学校、農業学校、女子商業学校ニ転換スルモノヲ除キ整理
縮少ス
- (四) 高等学校
- (イ) 徴兵適齢ニ達セザル者、入営延期ノ措置ヲ受クル者等ノ授業ハ継続ス
- (ロ) 入学定員ハ、文科ハ従前ノ三分ノ一ヲ超エシメズ
- (五) 大学及専門学校
- (イ) 徴兵適齢ニ達セザル者、入営延期ノ措置ヲ受クル者等ノ授業ハ継続ス
- (ロ) 文科系大学及専門学校ノ理科系ヘノ転換ヲ図ル
- (ハ) 文科系大学及専門学校ハ、必要アルトキハ移転整理ヲ行フ、
専門学校ノ定員ハ従前ノ二分ノ一程度タラシムルヤウ統合整理ヲ行フ
- (二) 女子専門学校ハ整理目標ノ外、職業教育ヲ施スタメニ、改正スル
- (六) 各種学校
- (イ) 男子ノ各種学校ハ、専検指定学校及特ニ指定スルモノノ外ハ整理ス
- (ロ) 女子ノ各種学校ハ、専検指定学校ノ外、戦時国民生活確保上緊要ナルモノ及職業補導上必要ナ
ルモノノ外ハ整理ス
- 二、教員ノ確保ヲ図ル為ノ措置
- (イ) 教員養成諸学校ハ授業ヲ継続ス
- (ロ) (省略)
- (ハ) 現役以外ノ軍人、カッテ軍人又ハ官吏、学識徳望アル者、技術者ソノ他実務担当者ノ教育者トシテ
採用ス
- (二) (省略)

出陣学徒壮行式次第		
一、開式の辞		
一、国旗掲揚		
一、国民儀礼		
一、宣戦詔書奉読		
一、校長壮行の辞	校長	西沢喜洋芽
一、在校生壮行の辞	代表	結城 孝三
一、学徒決意表明	代表	寺井 宏
一、国旗と護符の贈呈		
一、「海ゆかば」斉唱		
一、閉式の辞		以上

三、教育実践ノ一環トシテ学徒ノ戦時勤労働員ヲ高度ニ強化シ、年間三分ノ一相当期間ノ実施

四、五、六、七、八、（省略）

この閣議決定を受けて、同43年10月23日発国474号をもって文部次官から都道府県知事宛に「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」が通牒された（福間『集成』資料145）。これによれば、施策の目標は、「悠久ナル国運ノ発展に置キツツ当面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ集中スベキコト」としている。その内容を要約すると以下のものであった。

一、国民学校・青年学校

（１） 44年4月より実施予定の国民学校の義務教育8年制は当分延期する。

（２） （１）に伴い、青年学校普通科の課程は当分の間義務教育として実施すること。

二、中等学校の新設拡充

（一） 中等学校

1. 中学校・高等女学校の入学定員は据え置き、工業学校・農業学校・女子商業学校は拡充すること。
2. 現存の男子商業学校を転換すること（別項第三）。
3. 旧職業学校規定による家政女学校を女子商業学校もしくは女子農業学校に転換すること。

（二） 工業学校

1. 学校・学科の新設、生徒定員の増加
2. 二部授業、夜間授業の学校・課程の新設・増設、定員の増加
3. 紡織・色染・図案等の学科の整理・転換
4. 男子商業学校の工業学校への転換（別項第三）
5. 私立工業学校の設置
6. 機械・航空・造船・電気・電気通信・工業化学・土木・建築・採鉱・冶金・金属工業科の拡張・新設
7. 戦時食糧自給体制確立のための農業学校・水産学校の学科新設・拡充・転換と女子農業学校の拡充

三、男子商業学校の転換

44年度において転換させること

1. 既存の男子商業学校の半数以上を工業学校または農業学校または女子商業学校への転換
2. 44年度の商業学校生徒の募集停止、転換学科の併設と第一学年生徒の募集

四、中等学校の四年制度と上級学校入学資格

1. 四年制度の繰上げ実施

- （１） 国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限五年の中等学校の第2・3学年在学生の修業年限は四年とする
- （２） 国民学校高等科修了程度を入学資格とする修業年限四年の男子中等学校の第2学年在学生の修業年限は三年とする

2. 初修四年、高修三年修了者には、44年3月より上級学校の入学資格を与える

※ 43年10月30日発国481号をもって各高等師範学校長へ出された国民教育局長通牒では、初修四年、高修三年に加えて高修を入学資格とする修業年限三年の女子中等学校の二年修了者に、高等師範学校・女子高等師範学校の入学資格を与えるとした。

こうして① 青年学校普通科の義務教育化、② 中等学校の4年修了および上級学校進学、③ 男子商業学校および家政女学校の工業・農業・女子商業学校への転換、④ 私立工業学校の設置などが打ち出された。

42年6月のミッドウェーの敗北、43年2月のガタルカナル島からの撤退、同年5月のアッツ島の玉砕、同年7月のキスカ島からの撤退、同年10月のソロモン群島からの撤退の一方で、9月30日の御前会議は、「今後執るべき戦争指導大綱」「大綱に基く当面の緊急措置に関する件」を決定し、「絶対防衛線（保坂正康『あの戦争

は何だったのか』の巻末年表では「絶対国防圏」をマリアナ・カロリン・西ニューギニアの線に後退させる状況にも拘らず、今となっては国民向け欺瞞としか理解しようのない「悠久の国運発展のための戦争遂行力増強」のために学校制度および教育内容を変更し「教育実践の一環」として学生・生徒・児童を兵員・工員・農業要員に振り向けようとするものであった。そしてこれは、10月12日の閣議決定に示されたように学徒勤労動員実施のための措置でもあった。

中等学校の四修等については、これを省略し、差し詰め、福島県内における男子商業学校の転換の実施状況を見ることにする。『福島県庁文書』の中の「昭和19年度学校設置廃止綴」（『福島県教育史』第2巻P.1096、『若い心—福商百年の歩み—』〔Ⅱ〕等による）によれば、文部次官通牒発令から2日後の43年10月25日に、文部省国民教育局長から本県知事あてに「男子中等商業学校転換二関スル件」の決定もしくは見込みについての照会があった。10月の通牒発令以前の盛岡における東北地区商業学校長会の席で、文部省の商業学校の転換に関する情報が全国商業学校長会理事（仙台商業学校長加茂秀雄）から流された。その詳細は現場には知らされなかった。現場では、10月12日の「戦時非常措置方策」の閣議決定を翌13日の新聞報道によって知った。その段階でも県では現場に示すべき具体策を持っていなかった。11月3日に、県学務課長が、田島農林学校と若松商業学校を視察した。会津工業学校には事前に連絡があったが、若松商業学校にはなかった。この時点で県は、独自の転換案をペーパープランとして作成していた。今回の視察の目的は、会津工業学校と若松商業学校の合併の可能性を探るためであった。県のプランには、福島商業学校と42年4月創立の私立福島電気工業学校の合併、平工業学校と平商業学校の合併などが盛り込まれていた。12月に至ってようやく県から「教育二関スル戦時非常措置二関スル件」が通達された。どの学校も伝統ある商業学校の存続について苦慮した。以下に転換にまつわる県・市との折衝や校内での協議の経過や当時の在校生の反応などを紹介する。

《若松商業学校長稲村良之助の回想》

なんとしても、県の方針を中止させねばと同窓会長佐治昌夫氏と相談、市長にも陳情した。県議にも援助を乞うた。市会の方々にも会って話合った。また県学務課の方々と懇談した。好転のきざしはなかなかに見出し得なかった。若し工業学校への単独転換が不可能であるならば、女子商業学校への転換を考慮するも一方法ではないかとまで思うのであった。さて福商田中先生（校長田中健三）のお話によると、福島には工業学校がないので、単独転換は順調に、ほぼ電気科、機械科の設置内定とのことであったが、若松はこれと事情を異にし、面倒であった。しかし私どもの希望が達せられて19年4月から建築科、木材工芸科をもつ工業学校として発足することが決定した時は、一面ホッとした感じをもった

（『明治百年福島県教育回顧録』所収「商業学校の工業学校転換問題」）

《福島電気工業学校職員の手記》

そこで、福島商業学校が福島商工学校となり、電気科を設置することになるのだが、目と鼻の先の近くに2年前に設立し、実習設備などいくぶん整いつつある私立の電気学校があることに着目し、「いっそのこと私立だから県立学校に合併吸収したらよからう」ということになったらしい。その年（昭和18年）の秋、県はこの合併案を半ば強制的に申し入れてきた。「国家非常時の時、ひたすら国策に沿ってほしい」という命令に近い要請であった。山森氏（栄三郎、創立者、翌昭和19年8月第二代校長）は県立校との修業年限に差があることや、既に第二期生を入学させているので、これらの在校生も一緒に県立商工学校生として受け入れてくれるなら承諾してもよい旨回答した。

数日後、県当局から「施設・職員だけの合併吸収で、合併以前の生徒は入学当時の条件が違うので商工学校生徒とすることはできない」という返答であった。

山森氏は烈火のごとく怒った。「何と命令されようと、生徒を無視した国策には応じられない。大体、数年前にあれほど工業学校新設を提言したのに応じなかったではないか。今更何を言うか。あまりにも

勝手すぎる。」氏は県庁に怒鳴り込んだのである。氏の正論に関係者は一言もなかった。断乎行えば鬼神もこれを避く。翌年になっても、何のおとがめもなく学校は吸収されずに済んだ。

(『学校法人電気学園創立50周年記念誌』)

国家総動員と平商の危機

これ(「教育二関スル戦時非常措置方策」)に従って県当局は、福島商業、若松商業を廃止して県立の福島工業(電気科・機械科)、会津工業(建築科・木工科)を新設するなどの方針を立てました。平商業学校についてもこれを平工業学校に吸収合併させるというのが、県の考えでしたが、平工業は昭和15年4月に電気科、採鉱冶金科をもつ県立学校として平商のすぐ隣に新設され、その翌年には、機械科、土木科をあわせて定員八百名の第二工業学校(夜間部)もつくられました。「大正」初めに創立された古い伝統の平商が、別の学校に吸収されて無くなってしまう。－これをどう防いだらよいか、服部校長(服部甲、第4代)ほか教職員は非常に苦慮しました。議論のすえに、平商業学校を平女子商業学校に転換させ、これによってこの学校の伝統を守り通そうという考えがまとまり、この線で県や市当局との話し合いを進めました。この結果、① 平商業は昭和19年度から生徒募集を停止する ② 在校生中の1,2年生は平工業に転校を進める ③ 昭和19年4月から平女子商業学校を新設する(4年制、定員400名) ④ 校舎・施設は平商業のものを使用し、教職員は兼務とする、ことに決まりました。猪瀬平市長(予備役海軍大佐)も転校説得を行った。海軍士官の服を着て壇上に立ち「戦局がこのような重大な時に、まだ商業学校に残っていようなどと考えている者は非国民である。全員がただちに転校されたい」とまでいわれて、とてもくやしかった。今でも忘れない、と水谷和夫(36回生)は、そのころを回想する。

(平商業高等学校創立七十周年記念『母校の歴史』)

そして県は、44年1月の臨時県会に議案「学校転換二関スル件」を提出し、その趣旨説明を行った(『県会史』P.1175,『福島県教育史』第2巻、P.1095)。県会の可決を経て、同年3月15日に、福島県は、「福島県工業学校設置並二福島県立商業学校生徒募集中止ノ件」を持って関係各校に通達した。例えば、喜多方商業学校は、同日付の「福島県喜多方工業学校設置並二福島県喜多方商業学校生徒募集中止ノ件」をもって、転換改編を認可された。その結果、次の表のようになった。

学校転換と編成概要

転換前学校名	転換種別	学科継承の新設、改編	転換後学校名	転換または新設学科	転換前編成		転換後編成	
					修業年限	募集定員	修業年限	募集定員
福島商業学校	工業 福島家政	福島女子商業	福島商工学校	電気科 機械科	5年	150	4年	50 50
若松商業学校	工業 若松裁縫	若松女子商業	若松商工学校	建築科 窯業科 塗装科	5年	150	4年	50 20 25
郡山商業学校	工業		郡山工業学校	工業化学科 機械科	5年	150	4年	50 50
喜多方商業学校	工業		喜多方商工学校	電気科	5年	100	4年	100
相馬商業学校	工業		相馬商工学校	金属工業科	5年	100	4年	100
須賀川商業学校	工業		須賀川商工学校	機械科 土木科	5年	100	4年	40 40

転換前学校名	転換種別	学科継承の新設・改編	転換後学校名	転換または新設学科	転換前編成		転換後編成	
					修業年限	募集定員	修業年限	募集定員
白河商業学校	農業		白河農学校	農業科	5年	100	4年	100
平商業学校	工業	平女子商業	平商工学校	電気通信科	5年	150	平工業へ吸収	0
川俣工業学校				染織科停止 機械科新設	5年	50	4年	
会津工業学校				機械科	5年		4年	
私立福島電気工業学校				電気科	5年	120	4年	

ともかくこうして男子商業学校の工業学校・農業学校・女子商業学校への転換を強行したが、県当局と教育現場、学校と在校生との間に軋轢を生じ、不信感を醸成したことは否めない。その上、工業学校への転換がどの程度実効性を持ったかは、甚だ疑問を抱かざるを得ない。これら商業学校のほとんどが、戦後、旧状に復したことはそれを証するものである。中には、福島工業学校のように、福島商工学校から独立して今日に至ったものもある。また女子商業学校は、戦後の教育改革で男子商業学校と合併した。福島商業高等学校、若松商業高等学校、平商業高等学校が女子商業学校を合わせて男女共学校となった。白河農学校は、そのまま白河農商高等学校、ついで白河実業学校として戦時下の改編の姿を今に留めている。

第五節 国民徴用令と女子挺身隊・女子勤労報国隊

国民徴用令

兵員およびその後方支援のための興亜勤労奉仕隊などの確保に加えて、兵器生産の強化と工員の確保(労務確保)の必要に迫られた政府は、まず1939(昭和14)年1月7日に「国民職業能力申告令」(勅令、1月20日施行)を公布し、16歳以上45歳未満の男子と16歳以上25歳未満の未婚の女子を要申告者として登録させ、「職業能力申告手帳」を交付し、国民登録制を整備した。その具体的事例を紹介する。

菅野万吉／出生：大正9年／本籍：福島県伊達郡小手村字糠田(※ 現伊達市月舘)

／居住地：福島県石城郡内郷村(※ 現いわき市内郷)磐城炭礦株式会社社宅

／学歴：高卒

／就業ノ場所：福島県石城郡内郷村大字綴字榎下12、磐城炭礦株式会社礦業所

／指定ノ職業名：採炭夫

／厚生省職業能力申告手帳：平職業紹介所長より昭和15年8月5日交付

／異動申告欄：昭和16年3月11日 解用／使用者：磐城炭礦株式会社礦業所長鶴田勝三

昭和16年3月30日 令第11条該当(奉天満州第439部隊軍属)

昭和16年12月15日 令第4条該当

昭和16年12月24日 福島県伊達郡小手村字^{ママ}榎田において農業

昭和17年3月1日 (職業)伊達郡小手村役場書記

※1. 令第11条：本法ハ陸海軍軍属ニハ之ヲ適用セズ

2. 令第4条：令第11条ノ規定ニ該当セザルニ至リタルトキハ14日以内ニ申告スベシ。

(『月舘町史』4所収、菅野万吉家文書)

次いで7月8日勅令第451号をもって「国家総動員法」にもとづく「国民徴用令」を公布した。その要点は、

- 1、職業紹介等の募集の方法により所要の人員が得られなかった場合。
- 2、国民職業能力申告令による要申告者にかぎる。
- 3、工場事業場管理令(1938[昭和13]年5月4日、勅令)により政府が管理する「管理工場」や作業庁において行う総動員業務に従事させる。
- 4、徴用令書は、主務大臣に申請があった場合に厚生大臣より通達を受けた地方長官から発令される(徴用令状、いわゆる白紙召集)。
- 5、国民職業能力申告令の規定による要申告者を徴用の対象とする。
- 6、次の者は、徴用を除外された。
 - ① 現役中の陸海軍軍人
 - ② 陸海軍学生生徒
 - ③ 陸海軍軍属
 - ④ 医療関係者・獣医師関係者
 - ⑤ 船員法・朝鮮船員令・関東州船員令の船員
 - ⑥ 拘禁中の者。

であった。この申告令と徴用令は40年、41年、43年、44年と毎年のように、およそ次のような改正を行い、徴用制の全面的発動を目指した。

- ① 徴用の範囲を厚生大臣が指定する工場にまで拡大された。
- ② 企業整備令(42年5月13日公布[勅令])の施行による企業の制限・閉鎖・企業合同・系列化の促進により強権的に創出された転廃業労働力、つまり平和産業・中小商工業の転廃労働力が徴用の対象となった。
- ③ 新規徴用だけでなく、事業ぐるみ徴用される現員徴用が行われた。

年次	新規徴用数(名)	現員徴用数(名)	全徴用数(名)	全労働者数(名)
1944年3月	1,331,199	1,549,678	2,880,877	17,285,262
割合(%)	0.8	0.9	16.7	100.0

※『岩波講座日本歴史』21(近代8)所収、栗屋憲太郎「国民動員と抵抗」より作成。

- ④ これまでの技能者登録と青壮年国民登録をまとめた(44年2月改正「国民職業能力申告令」)。
- ⑤ 要申告者を男子12歳以上60歳未満、女子12歳以上40歳未満の未婚者とし、徴用対象を拡大した(44年2月改正「国民職業能力申告令」)。

その結果、国民学校初等科の児童と既婚の女子、それに60歳以上の老人を除く全国民に申告義務が課せられることになった。ところが44年度の大規模な兵力動員が行われたため、44年度の労務動員計画では、前年度の2倍近い労働力の供給が必要となり、若年労働力や女子労働力の動員でも充足することが出来ず、強制連行による朝鮮人、台湾人、中国人の動員や俘虜や囚人をも使用するに至った。

1944年度労務動員計画における供給源の割合		
年次	女子(%)	卒業生・在学生(%)
43年度	34	40
44年度	43	69

※前掲書より作成。

女子勤労挺身隊と女子勤労報国隊

女子の動員については、支配層の家族制度尊重や人口政策確立のための根強い反対論があったが、国民職業能力申告令や国民徴用令、さらに国民勤労報国協力令などの施策が矢継ぎ早に打ち出されるという現実の情勢に迫られて動員が強行されることになった。

1941(昭和16)年11月22日に「国民勤労報国協力令」(勅令第995号、12月1日施行)が公布された。それによって14歳以上40歳未満の男子と14歳以上25歳未満の未婚の女子の勤労報国隊として1年につき30日以内の出動を義務付けた。14歳以上ということは、国民学校高等科修了または中等学校3学年以上の在學生ということである。この勅令を決定する前の閣議に提出された閣議請議書類に添付された「参考資料」中には、次のような勤労報国隊需給数があった。

本年度(昭和16年度)短期臨時勤労報国隊要員需給表

	需 要	供 給	
		学 生 生 徒	一 般
軍 需 産 業	11,000	5,000	6,000
生 産 産 業	2,400	—	2,400
生活必需品産業	2,000	1,500	500
農 業	11,000	6,000	5,000
そ の 他	22,410	9,000	13,410
総 需 要	48,810	21,500	27,310
内 男	41,010	16,500	24,510
女	7,800	5,000	2,800
参 加 実 人 員		930	1,997
内 男		680	1,647
女		250	350

- ※1. 福間『前掲書』P.55
2. その他は、運輸通信業、国防土建業、災害復旧事業、警備要員。

同年12月1日、厚生、文部両省令第3号「国民勤労報国協力令施行規則」が公布され、学校長宛に「学校報国隊出動令書」を発給し、出動を指令した。こうして順次、出動することになった。

出 動 学 校	出 動 期 間	協 力 請 求 施 設
成 城 高 等 学 校	1942年1月10日—1月16日	東京陸軍兵器補給廠
善隣高等商業学校	同 年 1月17日—1月23日	同

※福間『前掲書』P.56

しかし、43年2月2日の衆議院委員会において、厚生大臣小泉親彦が「日本では家族制度を考慮して女子徴用は行わず勤労協力を希望」と言明し、女子については、徴用ではなく勤労働員を進めようとしていた。

他方、43年1月21日に改正中等学校令(勅令)を公布し、中学校・高等女学校の修業年限を1年短縮し、国定教科書を使用することとした(3月2日、高等女学校令施行規定を制定、4月1日施行)。

また、同年6月16日に、「工場就業時間制限令廃止の件」(「工場法戦時特例」[勅令])を公布し、厚生大臣の指定工場においては「女子・年少者に関する就業時間・深夜業・休日休暇の制限」を適用しないこととし、女子・年少者労働の範囲拡大を図った(山川出版社『人権歴史年表』)。つづいて同年6月19日に、勅令第515号「改正国民勤労報国協力令」を公布して、男子の出動年齢を14歳以上50歳未満、出動期間を、1年につき60日以内に拡大した。(さらに44年11月18日の勅令第642号「改正国民勤労報国協力令」によって出動年齢を男子は60歳未満まで、女子は40歳未満までに拡大した。) 次いで43年9月23日に、閣議は「国内必勝勤労対策」を決定した。その主要点は、

- 1、男子の就業禁止。
事務補助、販売店員、出改札係、車掌、理髪師などの17職種。
- 2、女子挺身隊員(25歳未満の女子)を、男子の就業禁止職種に動員する。

などであった。これによって、皮肉なことに就業におけるジェンダー(男女の格差)・フリーの道が開かれることになった。

以下、本県におけるいわゆる女子挺身隊結成と動員の経過を相馬高等女学校(現相馬東高等学校)の『挺身隊回想記』によって追跡し、併せて県内各校の実施状況を紹介しよう。広く一般に女子挺身隊と呼び習わしているが、勤労働員の一翼を担う女子勤労挺身隊というのが公式名称であることは、以下に示す結成過程における文書等から明らかである。

本県内において女子勤労挺身隊が最初に出動したのが、何時であったかは明らかではない。のちに掲げる「福島成蹊女子商業学校の場合」の記事に、43年11月20日の説明会に横須賀海軍工廠から同窓生の女子挺身隊員が派遣されて来たとあるが、この記事が正確であれば、43年11月10日の勤労働員協議会結成以前に出動していたことになる。

1. 福島県勤労働員協議会の開催・発足

まず、43年11月10日、福島県知事は、警察および内政関係部課長、地方事務所長、市長、女子中等学校長、大政翼賛会・産業報国会・大日本婦人会および大日本青少年団の各代表等を召集し、福島県勤労働員協議会を開催し、県知事を会長とする同協議会を組織発足させた。

- (1) 本協議会は、女子勤労働員に関し、関係機関並びに関係団体と緊密なる連絡を図ることを目的とする。
- (2) 本協議会は、協議事項は次の通りであった。
 - イ. 女子勤労働員の徹底強化に関する啓発事項。
 - ロ. 女子勤労挺身隊結成の指導に関する事項。
 - ハ. 女子勤労挺身隊の派遣先事業場等の選定に関する事項。
 - ニ. その他必要なる事項。

2. 県の指令・指示・確認事項

(1) 女子勤労挺身隊の組織

イ. 組織単位

女子中等学校卒業者については当該学校を単位とし、学校長の指導の下に、同窓会の活発なる活動により女子勤労挺身隊を組織すること。

ロ. 隊の編成

隊は原則として20名以上50名以内とし、必要に応じて班を設けること。

隊長、班長は、隊員中より人格・年齢・学識等を考慮し指導統率の実力を有する者を選定すること。

ハ. 隊の名称

隊の名は、「何々女子勤労挺身隊」とすること。

ニ. 出勤時間

1年ないし2年とすること。

ホ. 離 隊

隊員にして結婚する者は速やかに離隊せしむること。

(2) 出勤せしむる工場・事業場に対する指導

県は、女子勤労挺身隊を出勤せしむるを適当と認むる工場・事業場に対し、勤労時間・給与・宿舍・その他女子勤労挺身隊に関する処遇に就き予め指導し、之を受入るべき態勢を整へ置かせること。

(3) 結成手続き

イ. 県は下記により女子勤労挺身隊の結成並に派遣先工場・事業場の選定に関し、原案を作成し、女子勤労働員協議会の協議に付すこと。

(イ) 女子勤労挺身隊を派遣すべき工場・事業場の名称並に受入予定数。

受入予定数に付ては当該事業場の一般青壮年の割当員数、通勤圏内より採用し得る数及宿舍の状況

等を考慮決定すること。

(ロ) 右の工場・事業場に出勤せしむべき女子勤労[挺身]隊を結成せしむべき学校名。

(ハ) 女子勤労挺身隊並に出勤の時期。

ロ. 女子勤労動員協議会は、1.に於て作成したる原案に基き協議し、学校・市又は地方事務所別の派遣先事業場へ大体の出勤可能員数及出勤時期等を予定すること。

ハ. 学校長は該当者の総員を女子勤労挺身隊に加入するよう指導すること。

二. 女子勤労動員協議会の決定に基き、学校長は国民職業指導所長と緊密に連絡し、速かに隊の結成を為すこと。

ホ. 女子勤労挺身隊の出勤に付ては、国民職業指導所長の指示する所に依ること。

(4) その他

3. 相馬高等女学校同窓会女子勤労挺身隊の結成

(1) 担当者の任命

協議会から帰校した加瀬義助相馬高等女学校長兼同窓会長は、下記の職員を隊員原簿作製責任者に任命した。

鈴木 久義 渡辺 敏綱 横山 采米(采女力) 島 勝弥 渡辺 宗綱 黒山 義次
渡辺 尹松 氏家 敏 持館 松彦 林 丈雄 鹿又 幸之

(2) 懇談会の開催と参加申込書の配布

次のような案内状を同窓生へ発送し、同年11月25日に母校講堂において女子挺身隊結成についての懇談会を開催し、「女子勤労挺身隊参加申込書」を配布した。なお案内状には、該当身分(参加資格)を付記した。

【懇談会案内状】

懇 談 会 案 内 状

晩秋の折柄愈々御健勝にて重大時局下にご活躍の御事と御慶び申し上げます。今や戦況は増々凄惨苛烈の様相を呈し国家は総力を挙げて戦力増強に専念これ努め、米英撃ちて止まむの決意弥が上にも固きを加へつゝありますことは誠に御同慶に堪へないところであります。然して之が撃滅の根源たる軍需品の生産は格段の増強を要請せられ、軍需工業の拡大と共に国家は女子の奉公心・義務心に訴へるの危急の事態に備ふべく女子の自発的職場進出を懇望せられつゝあることは皆様よく御承知のことゝ存じます。

こゝに於て本校同窓会は県当局の指令により女子勤労挺身隊を結成し、以て国家の要請に応えるべく目下急拠隊員該当者を調査致してゐる次第であります。

就ては貴女は年齢よりすれば隊員として該当者となる訳であります、御卒業後結婚なり就職なり或は就学なりにより御身分等に相当の変化がおありのことゝ存ぜられますので、一途に隊員として編入することを差控へ一応御参集を願った上、隊員の資格該当内容等につき、御懇談を遂げ、然る後に自発的に御加入を願ふことが相互の為よろしきかと考へられます。

それで来る十一月二十五日午後一時母校講堂に於て女子勤労挺身隊結成を中心とする懇談会を開催いたしますので、現在左記の御身分の方は万障御繰合せの上定刻まで御参集下さいますよう御通知申し上げます。

尚、通知漏もあるかと思ひますので、お最寄の方お昵懇^{じっこん}の方等御誘ひ方お願いいたします。

昭和十八年十一月 日

福島県立相馬高等女学校
同窓会女子勤労挺身隊長 加瀬 義助

殿

左 記

- 一、年齢満二十五才迄ノ者ニテ未婚・未就職ノ者タルコト
 - 一、本校卒業後更ニ上級学校ヲ卒業セルモノモ右ニ該当者トス
 - 一、勤労報国隊員トシテ既ニ奉仕修了ノ者及ビ現ニ奉仕中ノモノモ右ニ該当スルモノハ該当者トス。但シ之ニツキテハ其ノ出勤方ニ関シ相当考慮スルコトアルベシ。
- 女子勤労挺身隊ノ就業期間ハ一年乃至二年トス(自宅ヨリ通勤可能ノ場合ハ二年、工場・会社ノ宿舍ヨリ通勤スル場合ハ一年ノ見込みミ)
- 隊員ニシテ結婚スル者ハ速カニ離隊セシムルモノトス。

【参加申込書】

女子勤労挺身隊参加申込書

私儀

福島県立相馬高等女学校同窓会女子勤労挺身隊ニ参加致度親権者ト連署ヲ以上テ此段及申込候也
昭和十九年 月 日

昭和十 年度卒業生氏名 ㊤
大正
昭和 年 月 日生
住所 福島県
親権者職業 氏名 ㊤

福島県立相馬高等女学校同窓会
女子勤労挺身隊長 加瀬 義助殿

4. 女子勤労挺身隊の結成式から出勤まで

第1隊(相模陸軍造兵廠)結成式は、同年12月10日付女子勤労挺身隊長加瀬義助名の案内状が發送され、12月12日に挙行され、隊員総代阿部アイの宣誓があった。翌44年1月1日に県から出勤令書が送達され、1月11日に女子勤労働員講演会が開催され、相模陸軍造兵廠労務掛長より「女子勤労働員と当廠労務管理の現況に就いて」の講演があった。壮行会もこのころに開催され、隊員代表から答辞が述べられ、1月14日午前7時43分に、鈴木久義教諭に引率された第1隊阿部アイ以下21名が中村駅を後にした。出勤に先立って隊員証明書が交付された。以下に各隊の出勤状況を掲げる。

隊と隊員数	引率教諭	出 動 先	結成式	壮行会	出勤日
第1隊21名	鈴木久義	相 模 陸 軍 造 兵 廠	18. 12. 12	18. 12. 12	19. 1. 14
第2隊38名	鹿又幸之	昭和飛行機工業株式会社	19. 3. 18	19. 3. 18	19. 3. 20
第3隊21名	同	横 須 賀 海 軍 工 廠	〃	〃	19. 3. 28
第4隊21名	島 勝弥	三国商工KK北綱島工場	〃	〃	〃

隊と隊員数	引率教諭	出 動 先	結成式	壮行会	出動日
第5隊20名	横山采女	日立製作所日立工場	19. 3. 18	19. 3. 18	19. 3. 28
第6隊3名	鹿又幸之	日東工礦業KK福島工場	"	"	19. 4. 11

次に宣誓、答辞、隊員証明書等を掲げる。

◎ 第3隊(横須賀海軍工廠)総代の宣誓

宣 誓

我等隊員ハ相戒メ相扶ケ
 勤労報国ノ至誠ニ徹シ
 献身軍需産業ノ一翼ヲ
 担ヒ、以テ征戦ノ目的
 達成ニ挺身センコトヲ誓フ

昭和十九年三月十八日

福島県立相馬高等女学校

同窓会勤労挺身隊

総代 泉田 泰子

◎ 第2隊(昭和飛行機工業株式会社)総代の答辞

答 辞

挺身隊員一同に代りまして一言御礼の御挨拶を申し述べさせていただきます。

此の度私達女子挺身隊の出発に当りまして母校の諸先生方を始め本校生の皆様には(中略)かくも盛大なるしかも感激深かき壮行会を御催しいただきまして(中略)謹んで御礼の詞を申し述べる次第で御座います。

今や生死存立を決すべきこの重大決戦下に在ります。私達女性も亦平和な家庭生活の中に徒に安住することは既に許されない所でありまして、今こそ皇国日本女性の真の実力を遺憾なく発揮し、女子に課せられた重大使命を完遂すべき秋であると信じます。

『男子は戦線へ女子は生産戦線へ』の合言葉のもとに今盟邦ドイツの全女性は銃後生産面のすべての部門に逞しく挺身活躍されていますことをきゝまして益々此の感を深くするものであります。

今日よりは顧みなくて大君の醜^{しに}の御楯といで立つわれは、この殉国の熱情を心とし戦力増強の職場に敢闘いたし、微力乍ら御期待に応え申したき決心で御座います。

私達隊員は齊しく此の決意に燃えて居ります。(以下略)

昭和十九年三月十八日

女子(勤労)挺身隊

総代 青田 房子

◎ 隊員証明書

証 明 書

昭和 年度卒業生(氏 名)

右者今般本校同窓会女子勤労通信隊員トシテ近日中出勤セシムベキモノナルコトヲ証明ス

昭和十九年 月 日

福島県立相馬高等女学校

同窓会女子勤労挺身隊長 加瀬 義助

上に紹介した相馬高等女学校同窓会女子勤労挺身隊の結成から出動に至る過程から、都道府県が主導し、都道府県主催の勤労働員協議会に高等女学校長(同窓会長)を参加させ、都道府県から女子勤労挺身隊に関する指示を与えた。学校長は、同窓会長の名において過年度卒業生ならびに卒業予定者を参加させたことが明らかになった。その募集・結成・出動に関する業務は、学校教職員が学校長の命令・指示によって行ったことも明らかになった。学校日誌や教務日誌、学校沿革誌、周年記念誌等にはほとんど記録されていない事情もそのためであろう。しかし県の指令には、「学校を単位とし、学校長の指導の下に」組織すること、あるいは「学校長が該当者の総員を加入するよう指導する」ことなどとなっていた。従って学校が直接、深く関与していたことは否定できない。なお出動隊員数は、1事業所につき約20名であった。

5. 県内における女子勤労挺身隊の結成ならびに出動状況

(1) 私立福島成蹊女子商業学校(現学法福島成蹊高等学校)の場合

年 月 日	結 成 ・ 出 動 等 の 記 事
1943(S.18)11.20	横須賀海軍工廠より派遣された本校女子挺身隊員佐久間敬子、上級学年生と座談会を開催する。
同 12.12	品川計器にて結成式を挙行する。
1944(S.19)1.10	品川計器福島工場に出動する。
同 3.27	県外の田中ダイガストなどへ出動する。
同 4.6	市内事業所出動隊員の結成式を挙行し、日東工礦業・日本興業・福島製作所・福島郵便局・福島駅に出動する。

(学法福島成蹊高等学校『明石文書』中「財団法人設立認可申請書」中「授業其ノ他実施事項」による)

(2) 県内各校の状況

学 校 名	1943年出動事業所(隊員数)	1944年出動事業所(隊員数)
福 島 高 等 女 学 校		横須賀海軍工廠・東京沖電気・日東工礦業 富久山工場・福島製作所
飯 坂 高 等 女 学 校		東芝鶴見工場(20)
瀬 上 高 等 女 学 校		東芝鶴見工場
福島成蹊女子商業学校	横須賀海軍工廠	品川計器福島工場・田中ダイガスト 東芝鶴見工場・日東工礦業福島工場 日本興業・福島郵便局・仙台鉄道局福島駅
川 俣 高 等 女 学 校		横須賀海軍工廠
保 原 高 等 女 学 校		東芝鶴見工場(20)・伊達製鋼
二本松高等女学校	東京元羽田の製糸工場	
桑 折 高 等 女 学 校	(動員先不明)	八雲航空工業・郡是工業
本 宮 高 等 女 学 校		立川陸軍航空廠
安 積 高 等 女 学 校	日東工礦業郡山第一工場(18) 日東工礦業富久山工場(17)	相模原海軍造兵工廠(20)・東芝川崎工場 (20)・日東工礦業郡山第二工場(20)・日東 工礦業富久山工場(20)・仙台鉄道局郡山工 機部(20)・同郡山駅(5)・郡山郵便局(5)・

学 校 名	1943年出動事業所(隊員数)	1944年出動事業所(隊員数)
		東北振興アルミ郡山工場(10)・日本化学郡山工場(5)・郡山警察署[防空監視隊員など](若干名)
郡 山 高 等 女 学 校		日立航空機立川製作所
石 川 高 等 女 学 校		土浦第一海軍航空廠・保土ヶ谷化学郡山工場・日東工礦業郡山第二工場
三 春 高 等 女 学 校		相模陸軍造兵廠・東芝京町工場
白 河 高 等 女 学 校 白河高等家政女学校		立川陸軍航空工廠 荒井紡績工場(所在不詳)
棚 倉 高 等 女 学 校		横河電機三鷹工場(のち辻堂工場. 19)・土浦第一海軍航空廠(17)・片倉製糸郡山工場(16)
会 津 高 等 女 学 校	軍需工場(名称、所在不詳)	会津航空工業・横須賀海軍工廠・三井精機・住友通信
若 松 高 等 女 学 校		横須賀海軍工廠・東京日立精機・会津航空工業・昭和電工広田工場・国産電機小田原製作所
喜 多 方 高 等 女 学 校	第一回(動員先不詳)	第二回－横須賀海軍工廠・昭和電工喜多方工場
猪 苗 代 高 等 女 学 校		日立航空機立川製作所(20)・日本曹達会津工場(15)
中 村 女 子 商 業 学 校		芝浦工作機鶴見工場(18)・日立航空機立川製作所
相 馬 高 等 女 学 校		相模原陸軍造兵廠(20)・昭和飛行機工業(現昭島市. 38)・横須賀海軍工廠(21)・三国商工北綱島工場(21)・日立製作所日立工場(20)・日東工礦業福島工場(3)
浪 江 高 等 女 学 校	日本光学	東芝電気鶴見工場(21)・住友通信機(20)・横須賀海軍工廠(20)・日本光学(5)
磐 城 高 等 女 学 校		横須賀海軍工廠・品川白煉瓦湯本工場常磐炭鉱・研究所(名称・所在不詳)
小名浜実科高等女学校		京浜方面・地元(動員先不詳)

※福島第二高等女学校、福島市立女子商業学校、梁川高等女学校、町立月舘実践女学校、須賀川高等女学校、市立若松女子商業学校、耶麻高等女学校、坂下高等女学校、原町高等女学校、市立平高等女学校、私立平陽女学校、湯本実科高等女学校、植田高等女学校などは、出動状況が不明のため掲載しなかった。

これで見ると、昭和18年12月以前の出動は、わずか7校にとどまり、おおむね昭和19年1月から4月の間に出動している。

(3) 市町村が組織した勤労挺身隊

これらについての二、三の事例を紹介しよう。

ア. 南会津郡荒海村女子挺身隊

昭和20年 6 月 7 日

南会津郡荒海村長 阿久津 旭

田島国民勤労働員署長殿

女子挺身隊員適格者選衡ノ件報告

標記ノ件左記ノ通り選衡候条及報告候也

記

現住所	氏名	職業	生年月日	摘要

※ 職業は農業・農林業・鉱山雑役など。大正9年―昭和6年生まれの者10名を記載。

- ※ 1. 荒海村は現在の田島町。
2. 『田島町史』8所収、旧荒海村役場文書「昭和20年職業関係綴」より作成。

イ. 男子勤労挺身隊

昭和20年 7 月17日

勤労挺身隊結成ニ関スル件

各区長取扱人宛

軍需品ノ急激ナル増産増送ノ確保ヲ期スルタメ、近ク勤労挺身隊ヲ結成スル内命ニ接シ申候
処、農繁多忙中誠ニ恐縮ニハ有之候モ其ノ区ニ対シ左記要員ノ充足ヲ願度候ニ付キ、左記要綱
等ニヨリ人選ノ上来ル 7 月20日必着ヲ以テ人名報告相成度右及通知候也

記

一、勤労挺身隊結成内容

隊名	隊員(人)	結成ノ終始	結成部落並ニ員数(名)
郡是工業田島工場増送挺身隊	14	7.23～7.31	川島7、中荒井7
田島丸通増送挺身隊	16	〃	関本5、藤生6、古今5
山王峠改修工事挺身隊	16	〃	糸沢5、羽塩5、滝原6

二、隊員選定ニ就テノ考慮条件

一、可成農業、林業ノ要員ヲ除クコト、(以下略)

一、隊員ガ17歳以上60歳ノ男子タルコト

一、隊員ハ通勤スルモノヲ原則トシ毎日午前7時就労午後5時ニ終ルコト

一、各部落共隊員ヨリ1名ノ班長ヲ選定報告シ隊爾後ノ一切ヲ掌ルコト

※『田島町史』8所収、旧荒海村役場文書「昭和20年職業関係綴」

ウ. 若松市の女子挺身隊

43年6月には、若松市でも女子挺身隊の編成があった。紹介する事例では、東京の高等女学校の卒業生で、両親の実家に縁故疎開中の動員であった。この隊は、福島に動員され、適性検査によって幾つかの事業所に振り分けられた。当該隊員は中島飛行機福島フ工場(武蔵製作所の疎開地下工場)に配属された。この隊員の証言では、若松市から30人が動員され、磐城地方からも30人動員されていたという。

昭和二十年六月二十日

若松市長 高山輝義 印

至急

北小路町六三(小林 保方)

中 村 と し 殿

女子挺身隊編成出動ニ関スル件

国民勤勞動員令ニ依リ標記挺身隊ノ銓衡実施候処今般貴殿ニ対シ現下

最モ必須トサレル航空機生産確保ニ挺身勤勞相願フ事ニ内定相成候条御了ノ上赴任準備ニ遺憾ナキヲ期セラレ度及通知候也

追テ令書及ヒ赴任日時ニ就テハ確定次第通知可致モ種々打合セ致度候条

左記日時ニ市役所第一會議室ニ必ズ出頭相成度申添候

記

六月二十一日 午後二時

エ. 福島市の女子挺身隊

女子挺身隊の出動状況について、一女性の経歴を聞き書きによって紹介するに留める。

このことについて『福島県史』『福島市史』ともにほとんど記述していない。わずかに市内の小学校卒業の女子が、川崎の池貝鉄工所に女子挺身隊員として動員されたという証言があるだけである。

《ある女性の青春》

1928(昭和3)年に市内の矢剣町に生まれた彼女は、40年3月に市立清明小学校尋常科を卒業すると、市内切っの老舗喜多や蕎麦やに就職した。43年に女子挺身隊に編入されて川崎市の池貝鉄工所に動員された。45年4月15日の夜から16日の朝にかけて横浜・川崎の工業地帯が激しい爆撃を受けた。池貝鉄工所も被災し、彼女も焼け出され、帰郷した。ところが、憲兵が、彼女を福島の家まで探しに来て、池貝鉄工所の千葉工場へ連れ戻した。そこで敗戦まで働いた。

6. 女子勤勞報国隊の結成と活動

女子勤勞挺身隊と並行あるいは前後して、女子勤勞報国隊を編成し出動させた。その編成業務を、南会津郡荒海村や伊達郡月舘町の記録によって跡付けよう。

(1) 大日本婦人会月舘町支部の勤勞報国隊

1942(昭和17)年12月9日付日婦第692号をもって日婦勤勞報国隊編成に関して大日本婦人会福島県支部長より市町村支部長に指令した(半澤吉四郎文書「大日本婦人会月舘町史月舘町支部回報関係書類」No. 75-1, 日婦第488号「日婦勤勞報国隊活動状況報告ノ件」およびNo. 77, 日婦第412号「勤勞報国隊整備に関する件」中に見える)。

43年1月15日、大日本婦人会月舘支部長は、月舘支部内各組長に、大日本婦人会勤勞報国隊編成のため、月舘支部各組会員の内「^{ママ}単^{ママ}独婦人(未婚女子の意か)にして家庭生活に支障のない者又未亡人婦人にして子供なく家庭に支障のない者」を選定の上、1月25日までに、員数と職業の調査・報告を指令した(半澤吉四郎文書「大日本婦人会月舘支部回報関係書類」No. 72)。

勤勞報国隊の整備については、43年2月25日付日婦第128号、4月15日付日婦第692号ノ2、5月27日付日婦第353号によって通牒した。また大政翼賛会福島県支部が「福島県下勤勞報国隊整備実施要領」を県下市町村支部に通達した(『長沼町史』第1巻P. 787)。その要点は、

1. 男子隊員は、14歳以上50歳未満の者全員、女子隊員は14歳以上25歳未満の未婚者全員。

2. 翼賛壮年団「勤労報国隊の中核的推進力たるべき幹部隊員として」参加すること。
3. 単位隊は、10名内外を班、30名を小隊、90名を中隊、180名以上を大隊と呼び、隊長、班長は隊員中より選定すること。

これをうけて、7月20日付日婦第412号「勤労報国隊整備に関する件」では、

1. 大日本婦人会市町村支部勤労報国隊は従来どおり存続活動をなす。
2. 20歳以上25歳未満の未婚女子は可能なかぎり職場または大日本青少年団の組織する報国隊に加入させること。
3. 市町村支部勤労報国隊にして大日本青少年団勤労報国隊に編入した20歳以上25歳未満の未婚者数および上記年齢で市町村支部勤労報国隊に編入した者の数および編成名簿を報告すること。

これによって25歳未満の未婚者の全員編入を図った。これに対する同年7月30日の大日本婦人会月舘支部の報告では、大日本青少年団に参加した者は4名であった。

こうした性急な編成と活動の指令に対する末端の対応はどうであったか。43年7月15日付日婦第488号「日婦勤労報国隊活動状況報告ノ件」に対して月舘町支部では7月20日付で次のように報告している。山村という制約の中での活動は、村内における勤労奉仕活動の域を出ないものであり、活動の限界状況にあったといえよう。

回数	出勤人員数	奉仕業務兵並特技	摘 要	奉仕月日
1	240人	木炭山出し運搬	毎日60人つつ4日間	昭和 ^{ママ} 8(18カ)年4月10日より同13日迄4日
1	200	町道改修工事手伝人夫	毎日40人つつ5日間	昭和18年4月20日より同24日迄5日
1	90	薪木山出し	毎日30人つつ3日間	昭和18年5月15日より同17日迄3日
1	100	軍人遺家族春蚕手伝	毎日20人つつ5日間	昭和18年6月9日より同13日迄5日
1	80	軍人遺家族麦刈手伝	毎日40人つつ2日間	昭和18年6月21日より同22日迄2日

そこで政府は、「女子勤労働員促進に関する件」を決定し(決定機関および決定年月日など不詳)、福島県は、それに基づき、「女子勤労働員促進要綱」(福島県18労第272号、内容不詳)を市町村役場宛に通牒した。それと平行して大日本婦人会福島県支部は市町村支部へ「女子勤労働員促進ニ関スル件」を通牒した。こうして44年には、日婦勤労報国隊が結成された。44年5月4日付月舘町支部の報告書によれば、次のようであった。

大隊長氏名年齢	中隊長氏名年齢	小隊長氏名年齢	班名	班長氏名年齢	班員数	特技
大隊長半沢セツ 年齢53才	中隊長羽賀コト 年齢46才	小隊長 半沢タカラ 年齢56才	月舘 一班	高橋 ウラ 年齢44才	7人	
			月舘 二班	斉藤ユキイ 年齢51才	8人	
	中隊長寺島テル 年齢58才	小隊長斎藤ケン 年齢54才	布川 一班	斉藤 マキ 年齢47才	5人	
			布川 二班	斉藤 フク 年齢55才	5人	
		小隊長斎藤サト 年齢57才	御代田 一班	熊坂 セツ 年齢48才	7人	
			御代田 二班	堀江 ケサ 年齢48才	6人	
1人	2人	3人		6人	38人	

この勤労報国隊の幹部の年齢構成から見ると、地域ぐるみの全員構成で、43年7月の活動状況報告書に掲げたような主として村内の奉仕業務を行なったものと思われる。

(2) 三春町の女子勤労報国隊

三春町の場合、結成の過程や編成・活動内容の詳細な記録し接していないが、次の動員先事業所からの挨拶状によって、44年4月3日に町外の軍需工場に出動したことが分る。

拝啓時下春寒料峭之候愈々御清祥の段賀上候

陳者今回貴地女子勤労報国隊結成せらるゝや御息女様方には勇躍御加入被遊直ちに国家の要請に
応へ当工場の生産増強に挺身せられたるは誠に邦家のため慶賀に不堪候

都合に依り去る三日晴の入場式を厳かに挙行致し全隊員頗る元気明朗に軍の繊維増強に敢斗致し
居り候間御安心被下度候

尚今後は可成皆々様の御期待に副ふべく職場を通して奉公の誠を竭す所存に候へば何卒貴下より
御激励賜らんことを切望致し以書中安着旁々御挨拶申上候

昭和十九年四月四日

郡山市字田中三八

日本蚕糸製造株式会社郡山工場

工場長 赤羽 定人

※三春町 大内 定所蔵文書

当該女子勤労報国隊員は、1924(大正13)年生まれ。38(昭和13)年三春小学校高等科を卒業後直ちに町内の商店に就職、のち退職して裁縫修業中であつた。隊員の中には実科女学校卒業の年長者もいたという。正規の工員のいじめ、職場の配属、給食内容などの問題があつて、数ヶ月で全員退社帰郷したという。

(3) 荒海村の短期女子勤労報国隊

荒海村では、45年4月5日に荒海国民学校糸沢分教場で郡是工業田島工場動員の短期女子勤労報国隊の結成式が挙行された。その通知状には、人員下調査表が添付されていた。それによれば、通知状に阿部キセ外10名とあるに関わらず29名(内4名は住所・生年月日・職業が記載されていない)が登載されている。全て大字糸沢の住民で1920(大正9)年から28(昭和3)年生まれ、農業21名、無業4名、無記載4名であつた。

昭和20年4月4日

村長臨時代理者

(阿部キセ外十名)宛

短期女子勤報隊結成二関スル件

首題ノ件其ノ筋ヨリ命令ノ次第モ有之左記ニ依リ短期女子勤報隊結成可致候条此段及通知候也

左 記

郡是工業株式会社勤報隊結成人員下調査

(一覧表省略)

以上、事例を45年まで踏み込んで紹介したが、女子挺身隊も女子勤労報国隊も44年4-5月ごろまでには、出動ないしは活動を開始していたと見られる。それらは、市町村長、大日本婦人会市町村支部長、大日本青少年団市町村分団長、あるいは翼賛壮年団市町村分団長の指令に基づき編成され出動するというようにその指令・指揮経路が多岐にわたり、また該当年齢も法令も年々頻繁に改正され、種別によっても異

なり理解を妨げている。それは、戦局の悪化に伴う政府の焦燥と混乱を如実に現していると思われる。こうして学校・学徒を取り巻く環境は、外堀を埋められた大坂城のようなもので、学徒の出動が目睫の間に指し迫っていた。

なお食糧増産や土木建設の増産強化に関する動員態勢の経過は、主題との関連で割愛した。